

平成26年度宍粟市議会予算特別委員会会議録（第3日目）

日 時 平成26年3月12日（水曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月12日 午前9時00分

付託議案

（産業部・農業委員会）

第 29号議案 平成26年度宍粟市一般会計予算

第 39号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

（市民生活部）

第 29号議案 平成26年度宍粟市一般会計予算

第 30号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算

第 33号議案 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

出席委員

委員長	山下由美	副委員長	榎橋美恵子
委員	稲田常実	委員	大畑利明
〃	伊藤一郎	〃	藤原正憲
〃	福島 斉	〃	実友 勉

出席説明員

（産業部）

産業部長	前川計雄	産業部次長	中岸芳和
次長兼農業振興課長	山石俊一	農業振興課副課長	中村仁志
農業振興課副課長兼係長	池本雅彦	商工観光課長	坂口知巳
商工観光課副課長兼係長	宮本雅博		

（農業委員会）

事務局長	前田正明	事務局副課長	田路 仁
------	------	--------	-------

[一宮市民局]

地域振興課長 中 務 久 志

[波賀市民局]

地域振興課長 富 田 健 次

[千種市民局]

副局長兼地域振興課長 立 花 時 男

(市民生活部)

市民生活部長 岸 本 年 生

市民生活部次長 落 岩 一 生

市民課長 鳥 居 洋 子

市民課副課長 小 谷 慎 一

市民課国保年金係長 岡 田 美 佳

税 務 課 長 平 瀬 忠 信

債権回収課長 名 畑 浩 一

生活衛生課長 長 尾 一 司

生活衛生課副課長 宮 田 隆 広

生活衛生課生活衛生係 高 井 新 吾

生活衛生課資源循環係長 牧 野 保

事務局

事務局長 中 村 司

主 幹 清 水 圭 子

主 査 原 田 涉

(午前 9時00分 開議)

山下委員長 それでは、平成26年度予算特別委員会第3日目を開会いたします。

産業部・農業委員会の説明に入る前に、説明職員の方をお願いいたします。説明職員の説明及び答弁は自席でお願いいたします。着席したままでお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して委員長の許可を得て発言してください。事務局よりマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言してください。

それでは、産業部・農業委員会に関係する審査を始めます。

資料については、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ簡略に説明をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

前川産業部長。

前川産業部長 皆さん、おはようございます。連日御苦労さんでございます。

それでは、産業部の平成26年度の予算審査、よろしく願いしたいと思っております。

私のほうからは、平成26年度の施策につきまして説明させていただきまして、主要事業については中岸次長のほうから説明をさせていただきます。

産業部における施策につきましては、農業でありますとか、林業でありますとか、商工業が中心となっております。総合計画、六つの柱によって主要施策事業体系が決まっておりますが、1番の「人と人、人と自然にやさしいまちづくり」、2番目の「活力ある産業が支える豊かなまちづくり」、5番の「快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり」に沿って、平成26年度は予算計上をしております。

産業部におきまして、農林業従事者の高齢化や後継者不足など、農林業を取り巻く環境は厳しい状況の中、農業振興においては担い手育成を図り、新規就農を促進するとともに、地産地消推進事業や有害鳥獣対策事業を推進し、農業経営の安定化を推進したいと考えております。

また、林業振興としましては、県の緑税事業などを活用する中、森林整備を進めるとともに、担い手の育成対策事業、穴栗材の利活用推進事業を展開し、生産基盤と林業経営の安定化を推進することを目指しております。

また、商工業振興としましては、地場産業の振興と企業誘致活動を推進し、雇用の場の確保や地域産業の活性化に取り組むとともに、特産品の振興、生産量拡大のため6次産業化推進事業を展開する中、地域経済の活性化を推進したいと考えております。

所管別でいいますと、農業委員会につきましては、今年7月の任期満了に基づきまして、農業委員会の改選に当たり、委員定数の削減と新たに女性委員2名の登用により、充実した宍粟市農業委員会を目指し、農業行政の厳正かつ適正な執行と農地パトロールを通じて地域の農地の保全に努めたいと考えております。

また、下限面積の検討等により、農地の有効な利用を進め、耕作放棄地の発生防止に努めていきたいと考えております。

続いて、農業振興につきましては、新たな農地中間管理機構や人・農地プランづくりによる地域の実情に即した担い手育成並びに農地の集積、農地・水保全管理支払交付金など、経営所得安定対策を補完することを周知し、事業効果の拡大を図ります。

これらの施策にあわせ宍粟市地域農業再生協議会を通じて耕作放棄地対策や担い手対策などを一体的・総合的に推進するとともに、営農活動の核であるJA・生産者・行政が一体となり、効率的・効果的な事業を展開するため、宍粟市農業振興協議会による地域資源を活用した特色ある農業振興に努めていきたいと考えております。

そのほかには、防災・減災対策として機能診断及び耐震診断も進めていきます。

都市住民や地域住民の交流拠点となる施設整備を引き続き進め、地域の活性化を図っていきたいと考えております。

鳥獣被害防止対策事業につきましても、引き続き推進し、農業経営の安定を図っていきたいと考えております。

林業振興につきましては、現在進めております団地化による施業を促進するために森林経営計画の作成支援や安全かつ低コストで木材を搬出するため、林材路網の整備に対する支援を実施します。

さらに、将来にわたり適正な森林管理を持続するため、林業の担い手の確保・育成に係る研修費用の支援をし、市内関係機関との連携を図り、公有林等を学習や育成の必要なフィールド提供を率先して行っていきたいと考えております。森林保全等についても、県民緑税を活用しながら、スギ、ヒノキ等の高齢人工林の部分伐採を促進し、広葉樹やスギ、ヒノキの植栽を行い、公益的機能を発揮する森林整備を進め、山地災害防止機能を高める災害に強い森づくりの推進をしていきたいと考えております。

また、宍粟材の利活用については、販路拡大に要するイベントの支援を新設し、利活用の促進を図っていきたいと考えております。

最後に、商業につきましては、産業立地促進条例による新たな支援制度を活用し、誘致地区の指定を行い、県の支援とあわせた企業誘致活動を進めていきたいと考えております。

また、商工会と連携し、市内企業の安定的経営を支援するとともに、既存業者の新規産業への転用、第2創業等の支援、若年層の市内定住を目指し、求職求人合同事業説明会、就職支援相談会を行うなど、地元企業の活性化と地元雇用を進めていきたいと考えております。

小売店の減少で買い物が困難な高齢者が増加する中、日用食料品の移動販売をする事業者に対し、移動販売車の購入支援も引き続き行っていきたいと考えております。

地域の特産品開発を進めるとともに、地元農産物の6次産業化の推進も図っていききたいと考えております。

以上が主な施策でございます。

最後に、産業部全体の歳出でございますが、ここに本日の資料の4ページに書いてありますが、産業部関連につきましては13億4,118万7,000円となっております。これは、農集排の繰入金とか地籍調査費は除いております。その関係で対前年比につきましては、2.36%プラスとなっております。

以上でございます。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 御苦労さまでございます。私のほうからは産業部の資料の5ページから説明させていただきます。

なお、施政方針の中にある産業部の主要施策の説明とダブりますので、この資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、冒頭にですけれども、誤字が1カ所ありますので、訂正のほうをお願いしたいと思います。

資料の10ページでございます。10ページの一番上の11番の震災対策の事業目的の2行目でございます。「現状を把握し、低コストで「減殺」と書いていますけれども、ここを「減災」に訂正のほうをお願いしたいと思います。

それと、続いて、その下の12番、農村地域の防災減災事業の同じ事業目的の2行目の後ろのほうです。総合的な防災減殺と書いてありますのを、これも減災のほうに訂正のほうをお願いしたいと思います。

それでは、5ページから説明させていただきます。

まず、農業委員会の主要事業でございますけども、主要事業の77ページとか一般会計予算の何ページということ、それぞれの事業のところに書いておりますので、またそれぞれ御参考にしてお願いしたいと思います。

まず、農業委員会につきましては、冒頭、部長のほうで申し上げましたように、本年選挙がございます。選挙の予定としましては、7月6日の日曜日を選挙日ということで、選挙管理委員会等と今から詰めて実施していくこととしております。

まず、農業委員会の総会の開催でございますけども、これにつきましては、農地法等に基づく審議・処理のための開催ということで、毎月1回、真ん中にあります表に基づきまして、午後2時から開催することとしております。それ以外につきましては、5ページの下段のほうにあります(1)農地行政の厳正かつ適正な執行、農地基本台帳を整備しての農地管理、また農地のパトロール、そして6ページに行きまして、地域に合った下限面積の検討等、8項目についての事業を推進していくこととしております。

続きまして、農業振興の主要事業についてでございます。

まず、農業生産の基盤である優良農地の保全活用についてでございますけども、これにつきましては、9ページまで7項目を柱として実施することとしております。

まず、中山間地域直接支払事業、そして7ページの一番下にあります(4)農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、地元自治会等と協定を結びまして、農地等の管理について、そのかかった経費に対して助成するものでございます。

また、鳥獣被害防止事業につきまして、7ページの上段、6行目ほどになりますけども、被害防止柵の設置事業につきましては、新たに平成26年度団地囲み等について、市単独事業を新設して事業費の2分の1を助成しようとするものであります。

また、その下の有害鳥獣捕獲従事者確保事業につきましては、自治会、農会等の推薦につきまして、狩猟免許等を取得する場合には10分の10の助成措置を講じようとするような施策を検討しております。

また、その他農業振興費としましては、事業内容の5番目になりますビニールハウス設置事業補助金につきましては、従来10万円を上限としておりましたのを20万円を上限としての助成制度に変更させていただきたいというふうに考えております。

また、農業機械購入補助金につきましては、現在市のほうで進めております人・農地プランの担い手として対象となる農家の方についても農業機械の購入についての補助対象者ということで、対象を拡大をさせていただいて事業に取り組んでいきたいと、そのように考えております。

続きまして、8ページでございます。地産地消推進事業、5番でございますけども、これにつきましては、事業として四つの柱、ファームマイレージ推進事業、ふるさとの野菜作り「畑の教科書」事業、就農・定住前研修事業、安全安心野菜実証・生産体系検証事業の四つの事業を進めまして、生産者の生産意欲を高めるとともに、消費者に対しても安心・安全を訴えるなど、相乗効果を図って農地の有効活用や耕作放棄地の解消等を推進していこうとするものでありまして、ファームマイレージ事業につきましては、先ほど申し上げましたように、消費者の購買意欲と生産者の生産意欲を高める相乗効果を図るということで、パンフの印刷、そして消耗品等でございますけども26万円と郵送料4万円を計上させていただいております。

また、ふるさとの野菜づくり事業につきましては、宍粟市の立地条件に適した数多くの野菜を紹介して、これから直売所等へ出荷される方等、希望者に対して教科書を配付させていただくということを考えております。

また、就農定住前研修事業につきましては、市内に移住していただいても、することに対してやはり農業を進めていきたいという方も何人かはあるだろうとは思いますが。そういう方を対象にJA、また、みどり公社等に協力を願って、その中で農業体験実地研修を実施したいと、そのように考えまして、参加者の募集のパンフであるとか、現地指導の指導員委託料ということで予算計上をさせていただいております。

また、安全安心野菜実証・生産体験の検証事業につきましては、市内で生産された野菜の安心・安全をできるだけ消費者の皆さんに認知させていただくということで、その環境負荷の低減を図っていく取り組みをしていきたいなというふうに考えております。

続きまして、9ページでございます。

9ページのほうでは、農業生産基盤、経営基盤の整備事業ということで、9ページ、10ページにまたがりまして、8番から14番までの項目を実施していこうとしております。これは、この中では主なものとしてましては、波賀町安賀地区におけるほ場整備事業、そしてまた9番の県営農地整備事業、これは12月補正で平成25年度分については計上させていただいておりますが、担い手育成のほ場整備実施地区において、利用集積がされたことに対する促進費ということで交付を平成25年度、26年度と実施するものでありまして、平成26年度につきましては909万円を補助金として支払うということで計上させていただいております。

続いて、10ページでございます。

11番、震災対策農業水利施設整備事業、これにつきましては受益面積が2ヘクタール以上の築造年数が古い老朽化したため池の耐性一斉点検業務を行おうとするものでございまして、予算としましては平成26年度、700万円を計上させていただいております。

また、同様な事業でございますけども、12番に農村地域防災減災事業がございます。これにつきましては、受益面積が0.5ヘクタールから2ヘクタールの農地がある老朽化したため池等についての一斉点検業務17カ所を実施しようとするものでございます。

また、11ページにおきましては、農業共済事業、これは農業共済事業の特別会計のほうにありますけども、この中で農作物共済、家畜共済、畑作共済、園芸施設共済の事業を円滑に進めるということで予算計上をさせていただいております。

続いて、林業振興でございます。

林業振興につきましては、まず、1番目に、森林整備地域活動支援事業でございます。これにつきましては、9月補正で新たに林業経営計画の作成の促進を図って集約施策を実施するというので、平成25年度の9月補正で新たに取り組むということで、平成26年につきましても継続で1,810万円を予定させていただいております。

12ページでございます。

12ページの一番上段、林業担い手育成対策事業でございますけども、これは新規事業ということで、平成26年度から事業を開始したいというふうに考えております。これにつきましては、林業事業者が雇用する林業従事者の経費を支援することによって、地域林業の振興の担い手を確保していこうとするものでありまして、これについては平成26年度予算としては5名分、150万円を計上させていただいております。

また、森林管理推進事業、4番でございます。これにつきましては、12月補正で環境林対策事業の補正をさせていただいておりますけども、その関係がございまして、かなりの平成26年度は伸びとなっております、予算要求としましては1億305万9,000円をさせていただくということで計上させていただいております。

また、6番目に、穴粟材利用推進事業がございます。この事業内容の一番上に書いております穴粟材普及促進事業につきましても、平成26年度から新たに組みたいという事業で、これにつきましては穴粟材のPRまた市外での穴粟材のPR等をしていただく事業者等について、10万円の事業に対して市のほうから補助率2分

の1以内で上限20万円を助成しようというもので、補助金としては100万円を計上させていただきます。

また、13ページのほうにおきましては、9番目に公有林整備事業ということで、市の財産である市有林の適切な管理をするということで、本年につきましては、収入間伐が56ヘクタール、植栽ほか2.67ヘクタール等がありまして、予算としましては8,119万4,000円を計上させていただきます。

13ページの一番下、最後に、商工観光の主要事業につきましては、まず、6次産業化等推進事業ということで、市内の農産物等を活用して、新たに市の特産となるようなレシピを製菓学校、また調理学校等と協働してつくっていききたいというふうに考えております。

また、同時に、市内で生産されるブルーベリー等の果実をジュース化して、その長期保存また多様な利活用を考えて、販路の拡大に努めていきたいと、そのように考えて、平成26年度予算としましては14ページの上段に書いておりますように、280万円を予定をさせていただきます。

また、14ページが一番下から15ページにかけまして、産業立地促進事業がございます。これにつきましては、現行の産業立地促進事業の該当する事業者に対して工場の新設がありまして、その分で3年間助成の本年、平成26年度最終年ということで3年目の助成をさせていただきたいということで、予算としては1,605万7,000円を計上させていただきます。

また、15ページの冒頭には産業立地の関係で企業誘致支援サービス事業ということで、市内の遊休地、またこの市内にはこういう企業がありますよという市内企業の紹介、また同時に新たな産業立地促進条例に基づく優遇制度等をパンフに作成して、それに基づいて企業誘致活動を実施したいということで、平成26年度においてはパンフレットの作成費ということで100万円を計上させていただきます。

最後に、統計につきましては、一般会計予算の82ページにありますけども、産業部におきましては、工業統計ほか五つの統計を平成26年には実施することとなっております。工業統計、商業統計等は商工関係、農林業センサスにつきましては、農業振興課のほうで実施していくということとなっております。

以上で走りましても、簡単に説明のほうを終わらせていただきます。

山下委員長 産業部・農業委員会の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

事前質疑は提出されておられませんので、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

す。

質疑ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員 決算、予算で毎回言ってるんですけど、うちの片山の住まいの前の農地が荒れ放題で改善いっつもされへんけども、農業委員会いうたらどんな仕事しとんかいなあといつも思うんやけども、農地の転用と思うんやけど。どないにこれしたらええもんなんですかね。

山下委員長 前田農業委員会事務局長。

前田農業委員会事務局長 おはようございます。昨年12月の議会のほうでもちょっと答弁させていただいたんですけれども、現地のほうも私、見させていただきました。しかし、あの農地につきましては、以前非農地通知、私どもの業務からいいますと、農地パトロールをして農地を有効活用できるか、できないか。それからまた、もうこの農地が原野化してしまっていて、もう農地には復元できないよというようなことで、一応農地パトロールで緑、黄色、赤、判定をさせていただいております。

当地の件につきましては、以前、平成22年に非農地証明が出されているということ、ちょっと私調べましたら出てたんで、その非農地証明を持って地目変更をしてくださいよという法務局に行っていたくような非農地証明を出しております。参考ですけれども、その当時200ヘクタールほど市内のほうで非農地証明出させていただいておりますので、その中でそれを地目変更されているかどうか、ちょっとそれは確認できてないんですけれども、そういうふうにもう原野化されている分については非農地証明を出そうかということにさせていただいております。その件につきましては、そういうふうな非農地証明を出しているということで説明させていただきますが。

山下委員長 伊藤委員。

伊藤委員 非農地証明で非農地になったとしてもですよ、あの状態のまま放置されるんは、地域としては困りますよね。だから、そういうのを今、家のほうでも、つぶれかけた家が迷惑こうむって、どないぞせえいうて条例もできましたよね。ああいうやつを正しい管理に置くいうんはどないしたらええんですか。

山下委員長 前田農業委員会事務局長。

前田農業委員会事務局長 基本的には自分の農地は自分で守ることが基本なんですけれども、そこだけじゃなしに、ほかもたくさんあるんですけれども、今回まだその農地中間管理機構という整備のほうは今されようとされているんですけれ

ども、その中での方策的なことでそういう農地の部分を管理しましょかという、今現在、県下で一つ設置されているのがみどり公社だということは聞いているんですけども、そのみどり公社のほうがどういう形態で、そういう荒れたところ、例えば中山間地の山の部分じゃなしに、平地な部分のこれからもまだいけるよというよなところで、そういう整備をしていくというような計画もあるかなと思うんですけども、まだ実際にどういう方策かちょっとわからないんですけど、そういう手段のところもあるということなんです。

山下委員長 伊藤委員。

伊藤委員 うちの近所で、自治会も困るし、ああいう状態で放置されたらね、それをやっぱり改善するために、市としてどういう対策があるんかということをやっぴりもうちょっと真剣に考えてもらわないと、ほんまに地域におられる人やったら話ができるからええんやけど、もう全然よその人でしょう、所有者が。ああいう場合にどうしたらええんかということをやっぴり、自治会ではどないも手の打ちようがないんやでね、市としてやってもらいたい。

山下委員長 前田農業委員会事務局長。

前田農業委員会事務局長 それはよく理解しているんですけども、市外の方も、この間一度そういう話もありまして、何とかしてほしいということだったんですけども、それはその方が、じゃあシルバー人材のほうに頼んでくれないかと。請求書のほうは送ってもらったらいいよということで、1件そういう連絡がありました。そういうようなこととか、親戚関係とか縁故関係とかいうことになると思うんですけども、うちとしてもできるだけその指導通知書を出して、連絡が来ましたら、どうしたらいいのかなという相談もあります。そういうときには一応シルバーでも頼んでいただらどうですかということだけは言っているんですけどもね。そういうことで先般はそういうこと1件案件が処置されたということは聞いています。

山下委員長 伊藤委員、よろしいですか。

藤原委員。

藤原委員 ちょっと農業委員会のことなんで、先ほど部長の説明の中に、女性委員を2名登用するというような話があったわね、これ農業委員のことやねえ。ということは、26名は選挙で選ぶと。あと6名は農協推薦とか議会推薦で、その6名の枠で2名を考えるとということなんですか。

山下委員長 前田農業委員会事務局長。

前田農業委員会事務局長 藤原委員おっしゃるとおり、選任委員6名、先ほど言い

ました選挙26人ですけれども、その選任委員の中の2名は農協関係が2名なんですけれども、あと4名が議会推薦ということで、その4名の中に2名の女性委員を今回お願いしようかということにしております。

山下委員長 続いて、ありますか。

大畑委員。

大畑委員 それでは、農業振興について何点かお伺いしたいというふうに思います。

まず、主要施策の説明書の58ページから60ページに関連するところなんですけど、まず、58ページの中山間地域等直接支払交付金事業、これはいわゆる農業生産条件が不利な中山間地域に対する補助金ということで、農地をしっかりと守って、農地が果たす多機能的な役割を保持していこうというようなことでの交付金だろうというふうに思うんですが、もう一方、59ページにあります農地・水保全管理支払交付金事業、これとの違いを御説明をいただけませんかでしょうか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 失礼します。まず、最初の中山間事業につきましてでございます。これにつきましては、委員、申されましたように非常に急傾斜地と、20分の1以上の区域内での活動について助成をするということでございます。今おっしゃいましたように、非常に同じ平地の1反を耕作するのと、中山間で20分の1以上の農地を耕すのとでは、かなり生産コストが変わってくるというようなことで、その条件不利地の部分について支援をしていくというのが中山間事業ということになっております。ちなみに、田、1反当たり2万1,000円の助成金ということになっております。

それから、農地・水保全管理支払交付金事業、これにつきましては、中山間から外れる部分の平地部分に対しての農地の助成ということで、単価的には田で4,400円といった交付金が支払われるということで、内容的にはどちらも一緒でございます。作業内容的には畦畔の草刈り作業であったり、皆さん共有される水路の草刈り、あるいは泥上げ作業、そういったものに対しての交付金ということで、内容的には同じ内容でございますが、それにかかるコストが違うということで、それぞれ交付単価も違っていると、そういうふうな状況です。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、わかりました。そうしましたら、この中山間のほうは、40協定の集落ということになっておりますが、これは今御説明があった条件に合っている集

落全てが対象になっていると。1集落も漏れてなくて、40が全て対象だというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 はい、この40協定といいますのは、対象地区全てを含んでおるものではございません。といいますのが、これを取り組んでいただくには、地域全員の方の合意形成が要るということで、この事業に取り組むか否かのお話し合いの中で、じゃあ私とは取り組もうと、じゃあ私とはちょっと難しいなというようなことで、いろんな地域地域の事情によって、対象にはなりますが、取り組まれておる地域もあれば、取り組まれてない地域もあるという状況でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 それは対象集落幾らで40と、その辺の取り組めているところと取り組めていないところの数を教えていただけますか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 すみません、ちょっと今資料的には手元にはないんですが、先ほど申しましたように、田んぼの勾配が20分の1以上の地域ということですので、その部分についてはその地域地域でそれぞれ図面をお渡しして、それを該当するかどうかということを検討していただいた上で申し込んでいただくというようなことになっておりますので、うちのほうで今何件、じゃあ対象になるのかというのはちょっと把握はしておりません。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 またそれを教えていただきたいと思うんですが、対象地域側、集落側がこういう制度があるということをして御存じの上で取り組む、取り組まないということになっているのでしょうか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 宍粟市内137農会がございます。そういった中で農会長会、あるいはそれぞれ地域ごとに入らせていただいて、周知徹底はさせていただいた中で、皆さんに取り組むか否かの御相談をしていただいております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 そしたら、次に、農地・水保全管理の支払交付金の関係なんですが、これ平成26年度から少し制度が改正されたというふうに聞いております。それで、内容的には大きく変わらないと思うんですが、対象農地について少し変更があったと

いうふうに伺っています。従来、農振農用地が対象になっておりましたけども、改正後は農振の白地でありますとか、あるいは農振地域以外の農地が対象になっているというふうに聞いておるんですが、それについて宍粟市の場合はどのような取り扱いをされたんでしょうか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 申されるとおりでございます。今回、日本型直接支払制度というふうに移行なり改正がされております。その中で白地農地についても来年度、平成26年度からは対象にしましょうということになっております。宍粟市の取り組みといたしましては、国の指針に基づきまして、1団地、いわゆる概ね1ヘクタール以上の団地を形成する白地について対象としていきたいというふうに考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 これは大体市街地に隣接するあたりが白地が多いんだろうというふうに思うんですが、これは農振農用地と連動して1団地ということでないとならないということですか。白地だけでも今言われた1ヘクタール以上あれば対象にするということなんでしょうか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 白地だけの地域しかないところもございまして。先ほど申しましたように、土地区画整理区域の中でもそうですし、そういった中で白地だけの1ヘクタールの団地以上ということではやっております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 前々から土地利用の関係で、山崎でいいましたら、今、用途地域の指定をしているところは、都市地域という扱いで、全く農業政策とは相入れない地域ということで、都市化を図っていこうということで進めてきたと思うんですね。それはこういうふうに国が制度を変えてくることによって、市の考え方も変わったんかどうかということをお尋ねしたいんですけども。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 この制度の目的といいますのが、多面的機能、いわゆる生産性という部分のほかに、いろんな災害防止機能であったり、それから生物多様性機能といったような中で、そういった公共災害的な部分をこういうような農地を利用して未然に少しでも防いでいこうというのが大きな目的となっております。

市といたしましては、当然そういうような災害防止という部分は必然的に取り組

んでいかにやらんというふうには考えております。地域の皆様方の御同意が得られるのであれば、当然そういったところについてもそういった支援はしていくことが必要であろうというふうに考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 この山崎町内の用途を指定している区域、ここを新たに今回の協定をされた自治会はあるのでしょうか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 今現在、制度そのものがまだ正式な文書で県あるいは国から参っておりません。今の予定ではこの中旬ぐらいには、もう中旬にはなっとんですが、正式な文書が来るであろうという中で、3月末に地域の方を集めて説明会をさせていただく。農会あるいは自治会長さんを集めて説明会をさせていただいた中で、いよいよどうされますかということに進めていきたいというふうに思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 何回も申しわけないんですけども、土木部との調整、いろいろ要るんだろうと私は思っているんですけど、産業部としては市街化想定区域もこの制度を導入していてもいいという考えで今進めておられるということなんですか。いわゆる都市計画事業との関係で全く相反する形のものを入れていくことになりますから、その辺のちょっと心配があってお尋ねしているんですけども。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 先ほど申しましたように、農業と都市計画という部分の中で、今二重の網をかぶろうというような形になっておるということでございますが、基本的にはそういった公共災害的な部分を地域の農地を利用して未然に防ぐという部分が過分にありますので、そういった部分ではそういった都市計画区域の中においても進めていきたいというふうには考えております。

ただ、地形的な部分の変更とか、そういった部分は一切ない中での現在の農地の管理ということでございますので、そういった部分では農業としては進めていきたいなというふうに思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 農業のサイドの気持ちはそうなんかもわかりませんが、それはもう調整はついているんですか、土木サイドと。

何が言いたいかといいますと、土木部のほうでは、いわゆる市街化想定区域につ

いては用途地域も入れ、あるいは区画整理事業、街路、いろんな公園事業とかいうことで都市化を図ろうということを進めていってますね。今おっしゃってるような災害に対することなんかも、いわゆる都市のサイドからの災害対策を打っていこうという考え方が導入されていると思うんですね。そこを今、いや農地のほうでそれをやるんやという、地元がかたまれば農業施策を入れていくんやということになったら、ちょっと矛盾が起きないかなと思うんですね。だからその辺で市の方針が産業部の考え方と土木部の考え方が別々で、その地域に入るということは僕はおかしいと思うんで、やっぱり統一した中で、どっちでいくんかみたいなところは整理されるほうがいいんじゃないかなと思ったんです。それでちょっと伺っているんですけど。

山下委員長 前川産業部長。

前川産業部長 宍粟市の場合は市街化調整区域は多分ないと。今調整って言うてはったん違うかな。

大畑委員 市街化想定です。

前川産業部長 想定ね。はい。今おっしゃったことは当然都市計画区域内でも荒地のともありますので、農業関係として産業部としては、そういう施策の中でどうしても取り付けができないとこ、それから今土木部の関係で市街化を目指していくということのギャップはあると思うんですけど、それについては今どうこうという時点にはなっていないんで、今後そういう調整は必要かと思えます。ただ、農地である場所につきましては、農地を守っていくという産業部の役目もございまして、そこらについてはまだ十分な協議ができてない部分もありますし、今後の動向によって調整はさせていきたいなと思うております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 是非十分調整していただきたいと思えます。これまでは全く市街化想定地域、線引きがありませんから、一応想定区域ということでやっていますけども、そこには一切農業施策は入れないということで、地元の要望なんかもずっと蹴ってきた経過があります。かたくなに今区画整理を進めるんだということによってきて、ここに来て、農業施策を入れるんだということに関して、十分調整して進めないと、また混乱が起きるんじゃないかなと思えますので、お願いいたします。

山下委員長 答弁はよろしいですか。

大畑委員 はい。

山下委員長 では、ほかに。

稲田委員。

稲田委員 シカ、鳥獣害駆除について、お伺いします。

ちょっと僕も勉強不足でわからないところがあるんですけど、58ページの有害鳥獣捕獲事業の中で、その他特定財源というのは、この国の支出金と違ってまたどこから持ってきているものかちょっと教えていただきたいんです。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 すみません、こういった鳥獣対策事業につきましては、国のほうからいろんな形での交付金がございます。例えば狩猟期中に捕獲事業なんかをしていただきますと、それが国から基金として県のほうにおりてくる。その基金がこういったその他特定財源的な部分で充当されてくるというようなことでございます。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 一般財源も繰り込まれるということで、昨年度からですか、個体捕獲に対して助成金が上がったというのは、1万6,000円。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 はい、この捕獲事業につきましては、今、年間通して猟友会の方に御協力いただいてやっておるという状況の中で、今二つの大きな国あるいは県を中心とした事業がございます。まず、4月から猟期までの11月14日までの間につきましては、シカ個体群管理事業というようなことで、昨年度、県事業であったものが国の補助事業になっております。それが県事業のときには1頭4,800円と日当が出ておったということですが、国の事業になってからは1頭1万6,000円に変更になったというようなことで、制度そのものが変わってきたという状況でございます。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 ちょっとあっちこっち質問して申しわけないんですが、例えば4町あって地域別の被害額というのはわかりますか。大体でいいんですけども。

山下委員長 中村農業振興課副課長。

中村農業振興課副課長 失礼します。被害額としてはちょっと今のところ資料の持ち合わせがないんですが、例えば共済に加入しておられる方の被害率としては算出しております。過去5年間におきましては、山崎地区において5.2%の被害率、一宮町におきましては6.3%の被害率、あと波賀町におきましては6.4%、千種町におきましては3.1%、宍粟市全体としまして5.4%の被害率というふうに捉えておるん

ですけども、これはあくまでも農協共済に加入しておられて、被害があったということで3割以上の被害があったことが前提で算出してあります数値ですので、あくまでも参考ということをお願いしたいと思います。

以上です。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 すみません。被害額について申し上げます。今、統計的には平成24年度の分しか出ておりません。平成24年度では1,270万円余りの宍粟市全体での被害ということになっております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 地区別の被害数というか、金額でなくても被害があった数というのも今把握はできてない状況なんかね。というのが、やはり一番の問題というのが、やっぱり16班ある振り分けで、やっぱり北部になると高齢化されて少ないと。縄張り意識があって、やはり山崎の方が若い方でも北部へ上がって捕獲するというのは困難な状況なんですね。縄張りという言葉は正しいかわからんのですけども、やはりこの辺、この間の一般質問でされたときに、猟友会との調整、協力、連携という言葉が使われておったんで、産業部として猟友会にやっぱり言いにくい部分もあると思うんですが、僕個人的に考えると、市民に1万6,000円というのはかなり優遇された補助であると思うんですけども、やっぱりそれで昨年から極端に捕獲数が金額上がったのに増えてないという認識なんですけれども、今年度もやっぱり同じような3,000頭ぐらいの見込みなんですか。捕獲3,500とか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 捕獲目標につきましては、昨年と同様の頭数と。県下3万5,000頭の捕獲という目標の中で宍粟市については、また昨年同様の捕獲頭数ということになっております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 金額いうんか、1万6,000円に増えても捕獲頭数が増えへんというのがちょっと、普通考えると金額上がったから少なくて済むって逆に今まで100頭捕獲してたんが、単純に言うと半分以下で済むと。その捕獲をたくさんしようという意識の高揚に、1万6,000円に増えたことによって、猟友会の人に狩猟意欲を高めるような方法にはなっていないということですか。ちょっと難しいんですが、言い方が。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 御指摘のとおり、猟師さん、かなり高齢化になってきて

おります。60歳以上の方が73%を占められるような状況になってきております。そういった中で、今御指摘ありましたように、なかなか山へ入っていくのが苦になってきたというのが現実であります。

それから、もう1点は、猟期中はいいんですが、4月から11月までの間につきましては、非常に夏場暑い条件がございます。そういった条件の中で犬等の追いもなかなか思うように進まない。犬も少し走ればすぐばてるとというようなことで、いくら報償金を若干上げたとしても、実際現場としては非常に取り組みにくい環境にあるというのが現実ということで、私ども非常に苦慮しておるという状況と考えます。

あわせて、そういった高齢化という部分につきましては、先ほど主要施策の中でもありましたが、狩猟者の確保というようなことも、当然市としては単独で事業として取り組んでおるということで、農会あるいは自治会と一体となった事業推進が重要ということで、そういった農会さん、自治会さんの推薦があつて狩猟免許を取得されるような方については、10分の10の補助金交付させていただく、狩猟免許取得に必要な経費の10分の10を支援させていくような取り組みを行うことで、少しでも効果を上げていきたいなというふうに考えています。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 その1万6,000円の国からの助成というんか、その部分はもうこれ決まりなんで、例えば殺処理に関しては幾ら、それから持っておりにきたら幾らプラスというような段階で分けることは不可能なんですか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 その1万6,000円という中には、国の制度で決められた単価ですが、処分費も含めての1万6,000円ということになっておりますので、それに例えば市単独でそういうような経費を上積みしていくというのは非常に難しいという状況です。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 1万6,000円の中で、例えばそこを掘って、下へ持っておりにこなくても、歯形だけ持って帰ったらその1万6,000円が出るわけですよ。処分費というのはどこまでのことを処分と言うんですか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 処分費といいますのは、その個体を埋設する、あるいは焼却する、そういった部分までが処分ということになっております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 ということは、やっぱり再利用とかいうのは、まだまだ、この間ちょっと骨粉碎機の話も出ましたけども、持っておりてきて、肉を加工するとか、骨をどうこうするというところまでは、まだ現時点では難しい、後の循環させるような形はちょっとまだ難しいということですよ。

山下委員長 前川産業部長。

前川産業部長 利活用はできないかということで、今、水面下では動きがある部分もあります。ただ、今おっしゃったように、個体を出すという労力も大変なんで、とれた場所によっては、部位だけ残されて、埋設する、それから持って帰って近くでどっかで焼却するというのも処分方法なんですけど、その利活用ができないかということで、肥料とかいろんなことも出ております。それにつきましては、今後、今具体的には申すところまではいかんのですが、再利用できないかというようなことで、動きはありますが、具現化はしておりません。

それと、さっきの質問で単価が上がったのに、個体数はそう変わらんのかという質問があったと思うんですが、今の鳥獣保護につきましては、今の狩猟と防護柵という2種類あります。ピークになった平成22年度の実績では、農業、林業被害が5,670万円ほどありました。先ほど次長が言うたように、今現在は1,280万円ほどになっとなんですが、これは何でかといいますと、結局、シカも賢くてなかなか捕獲ができないということで、今年の予算計上は昨年度の実績並みぐらいはとれるやろというようなことで上げさせてもろうとなんて、金額的に大きな違いはないということで解釈してもらいたいんですけど、当然、県からの目標数値とかが来ましたら、その目標に近いような捕獲頭数を上げていかなあかんんですけど、なかなかとれないと。防護柵によって被害は縮小されとんですが、なかなかとれない現状、それから狩猟者が高齢化されてるので、深追いといいますか、なかなかそこまでいかないということもありまして、そういう結果になっております。

以上です。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 恐らく高齢というのが一番、山の上へ上がって猟せなあかんねんけど、恐らく4、5人で犬で、おりてきた分しか撃ってないんで、5頭おっても1頭しかとれないというような状況で、どうしても個体数が上がらんのやと。

例えば、狩猟チームじゃないですけども、民間でもそういう狩猟チームができて、そこに得意の委託という形でというのは可能なんですか。

今これ個体に対する助成金なんですけど、例えば一つの企業であるとか、狩猟チー

ムというのができたら、そこに委託して捕獲をしていただくというようなことは、この今の助成体系の中で可能なことなんでしょうか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 失礼します。今おっしゃいました件につきましては、取り組みは可能というふうに私どもも考えておりまして、猟友会さんともそういったお話し合いをさせていただいたこともございます。ただ、どうしてもそういうような費用の部分の中で、猟友会さんと、じゃあ、誰を選任するのかといったようなこと、それから取り組み形態というような部分で合意に至らなかったという経緯はございます。が、今おっしゃいましたことにつきましては、非常に有効な部分ではございますので、今後も猟友会さんと協議は継続してお話し合いをさせていただきたいなというふうに思います。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 やはり猟友会に属してないとだめやというくくりがあると、これは先に進まないと思うんですね。例えば民間の会社が狩猟免許持った人が10人、20人で一つの会社を立ち上げるといったものが猟友会に属してないと、どうもやりにくいというような、その辺のあつれきとかいろいろなこともあると思いますが、やはり行政としてなかなかそこは踏み込みにくいところやと思うんですが、猟友会のほうがちょっとおれていただかんとかあかんなど。前に行かんなど。双方の言い分がやっぱり通ってないような状況やと思うんで、そこは先ほどの民間に委託できるかどうかというのは別問題として、そういう方法は可能やということは、是非そういう団体があったら進めていきたいなと思っております。

答弁、結構です。

山下委員長 それでは、続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

実友委員。

実友委員 昨日まちづくりの関係で、姫路のほうに宍粟PR館というのを計画しておるといふふうに聞かせていただいております。その中では農産物の販売、そういったものについてするんだという話が出てました。今、はや、銀の馬車道駅ですか、にはもう宍粟市のほうからも持って行かれておる人があるというふうに聞いております。今後、地産地消の関係で、それこそ安心・安全な野菜づくりをというふうに書いていただいとんですけども、例えばやっぱりPR館等について持ち込んでいただくような作物ですね、やはり安心・安全な野菜を運んでいただきたいなというふうに思うわけなんですけど、その安心・安全の基準をどういった形で今考えておられ

るのか、教えてもらいたいと思います。

例えば有機栽培やりますよとか、それから、農薬は使いませんよとか、化学肥料は使いませんよとか、そういったことの取り組みとか、そういったことも一応考えておられるのかどうか、教えてもらいたいと思います。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 まず姫路のPR館につきましては、今現在銀の馬車道でも穴粟の方2名いうんですが、2団体が持ち込んでいるというのは昨日まちづくりのほうから言われたかもわかりませんが、当然、農作物をつくるには準備期間いうんですか、種まいてから90日からかかります。その中でそれぞれ直売所のほうではトレーサビリティ、生産履歴を出すということで、それを義務づけて100平米に石灰どれだけまいたとか、化学肥料をどれだけ施肥したとか、そういうのは義務づけで事務所のほうには備えつけております。消費者がそれを見せてくれということになれば、見せなければいけないということになっておりますけども、それをやはり目に見えるような形にまずしたいなど。

例えば生産履歴を事務所に置くだけじゃなしに、私はこういうこだわりでつくりましたというのを、まずそういうことが直売所でちょっと小さい紙に書けないかなあと。そういう取り組みも必要だろうと思いますし、それによって減農薬が可能だろうと思います。

また、有機栽培といいましても、生の例えば牛ふんであるとか、そういうものを使うのも有機栽培にもなると思うんですけども、完熟堆肥じゃないと、やはり健全な野菜はできないということもありますので、そこら辺については普及センター等の専門機関、またJAの営農資格ですか、を持っておる指導員さん等とも協議しながら、それぞれの野菜をつくる時のある程度の目安、あまり肥料過多になるようなことの使い方をすれば、身体に害するというようなこともあるんで、そこら辺についての基準なりをつくりつつ、生産者を直売所というのは出荷者等を集めての講習会等もやっていきたいと。そのように考えて安心・安全いうことを売り出して、穴粟市で直売所へ来ていただいたら、そういう野菜が買えますよということで、来訪者を増やしていきたいなど、そういうふうに思うております。

山下委員長 実友委員。

実友委員 それこそ今言いました穴粟のPR館とも、平成26年度からは産業部のほうに回ってくるだろうというように思うんで、随分調整が必要じゃないかなというふうに思うんです。そこらの点、調整を十分していただいて、すばらしい野菜をつ

くっていただきたいなというふうに思うんです。

以上です。

山下委員長 答弁は。

実友委員 いいです。

山下委員長 それでは、続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

質疑ありませんか。

では、大畑委員。

大畑委員 地産地消推進事業についてお尋ねをしたいというふうに思います。

60ページに今回、四つの事業で地産地消を進めるという説明が先ほどございました。その中で、ファームマイレージにちょっとふるさと野菜づくり、畑の教科書、この二つと、それから73ページの6次産業化のところですね。このレシピ開発業務委託、この三つについてちょっとお尋ねをしたいというふうに思うんですが、まず、ファームマイレージですが、市内の直売所というのはどこを言っているのかということと、それから農作物の栽培に必要な面積に応じてポイント化をすると。これ具体的にどういうふうに野菜に表示をしていくのか、消費者に見えるようにしていくのかということと、そのポイントがどういうふうに還元をされていくのか。その辺の仕組みですね、ファームマイレージの仕組みとして、そのことが地産地消に結びつく目標みたいのところと、あと生産、いわゆる耕作放棄地なんか少しでも減るような、いわゆる生産力が高まるような仕掛けだろうと思うんですが、その辺どのような目標を設定されているのか、少しちょっと設計についてお尋ねしたいと思います。

山下委員長 前川産業部長。

前川産業部長 今現在、地産地消というのは大変重要だと思うしております。TPPも騒がれとんですけど、地域の産物は地域で消化するというのが一番安心・安全で地域の活性化になるという点では、何かせなあかんということで、今回ファームマイレージをしたんですが、ファームマイレージについては、例えば大根1本つくるのにどれぐらいの面積が要るとか、白菜はどれぐらい要るとかという目安がございます。その中で大根何本買ってもらったら何本のポイントがつくということで、そのポイントをためていただくことによって、宍粟の特産品、何点かずっとあるんですが、その中で品を選んでいただいて、消費者にはそういう還元をしていく、地元でとれた野菜という安心・安全な面で消費者も喜んでいただける。消費者によく買っていただくと、生産者も喜んでつくれるということで、今出ました畑の教科書

については熟練者も相当おられます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 畑の教科書についてはいいです。

前川産業部長 ああそうですか。ファームマイレージについては、そういう形で還元していこうという形でございます。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 まず、市内の直売所ですけども、旬彩蔵、そして伊和の里いうんですか、一宮の道の駅の隣にあるところ。そして、土万のふれあいの館、それから千種の道の駅、そしてみなみ波賀の農産物の直売所、一応この5カ所が地元の野菜等が農家さんのほうの値段をつけて出ているということで、そこと話を進めながら、この事業をやっていきたいなということで思っております。

それと、ポイントにつきましては、先ほど部長が言いましたように、まず大根、そして白菜1株、ホウレンソウも大体5本ほどが一つのくくりで100円とかいう売りになっておりますので、それぞれつくるのに必要な面積がこれだけほどかかりますと。この地元の野菜を買っていただいたら、それだけの面積が農地が有効活用されますよと。だから、市内の野菜を買ってくださいと。そういうふうな目で訴えるような形で、例えば大根を20センチの幅で植えても、30センチの幅で植えてもええんかいうたら、やっぱり何センチの幅ぐらいで植えなさいとかいうようなところがありますので、そういうので1本あたり何平米、ごく0.1平米とか0.0何平米とかいうところになるんですけども、そういう農地が守られますという形で、大体金額に応じてですけども、ポイントを1点とか2点とかつけるようにすると。それをそれぞれの直売所に募集の応募用のはがきを置いておいて、それぞれの野菜につけたシールを張っていただいて、いっぱいになれば、直売所のほうへ出していただきたいと。それを抽せんした中で、地元の特産品をプレゼントしていきたいと。ただ、その特産品のプレゼントについては、当然直売所のほうへもたくさんの方が売り上げ増いうんですか、来訪者も増になるということで、その部分については直売所のほうで話し合いで特産品等はプレゼントするような形をしてございます。行政のほうとしては、PRのなりのほうでポイントのシールまではつくりますよというふうな仕組みをつくっていきたいなというふうに思っております。

山下委員長 中村農業振興課副課長。

中村農業振興課副課長 中岸次長の補足なんですけども、今生産者の方々なんですけど、市内の直売所5カ所へ出荷されている方が、やはり宍粟市の農業を支えていく

上で、かなりやっぱり高齢化しているということと、それから地域農業に担い手がおられないということで、やはりこの市内の農業が今後持続できないという中で、やはり生産者がモチベーションを上げていくために考えていくことが必要なんですけども、せんだって、市内の5カ所の直売所の方にお話を聞きますと、やはり過去5年間の推計で見ますと、やっぱり実出荷者数の方々が年々減っているという回答をいただきまして、それではやはり市内の農業が今後衰退していくという観点から、こういった事業を考えていこうというふうに考えました。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 ありがとうございます。それで、大体仕組みはわかったんですが、私が例えば消費者として旬彩蔵に行った場合に、そこには市内の生産者に限らず、市外からもたくさん品物が入っておりますので、その辺の差別化はどのようにして図られているんですかね。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 それはファームマイレージのここでの差別化ということでお答えさせていただいていいですか。はい。

それぞれバーコードいうんですか、値段をつけるときに、当然そこで直売所のほうの方をお願いして、市内の生産者、出荷者の方のみにつけていただきたいと。だから全ての野菜につけるということは、今のところ考えてはいないということです。だから当然時期の野菜、例えばハウスで栽培されたようなものには、それもつけるかどうかということは今から検討していかなとあかと。ただ、市内の出荷者のみを対象にして考えていきたいと、そのように思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 その意味で、市にちょっと支援をしてもらわないと、先ほど高齢者のことがあって、実際その旬彩蔵でも本当に熟練の野菜の達人みたいな人たちが高齢化を迎えられて、そしてだんだんいい製品が少なくなっているんだというふうに嘆いておられました。さらに、出荷に対するいろんな難しさといいますかね、農薬の関係とか、いわゆる消費者からのいろいろなニーズがありますから、それに応えていくようなことで、たくさん手続をしなければいけないと。その上にまたこれを消費者に見えるように表示をしていかなければいけない。全てこれ生産者にまた負担がかかる問題になりますので、この事業をうまく回していくためには、そういうファームマイレージに係る部分については、しっかり市がサポートしますとか、何かそ

ういうことを考えていただけないでしょうか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 御指摘の中で、まず、今の直売所の出荷の仕方は、自分がここへ置きたいというところに置いていくと。ただ、加工品と、それから野菜とは置く場所が違うとかってありますんで、まず一つは、直売所の責任者等と話しして、ここをポイント制の野菜を置く場所にしようとか、まずそういうふうにして生産者だけじゃなしに、消費者の方にも目に見えるような形での仕組みを考えていくなり、まずはこの春野菜ということじゃなしに、その次の野菜ぐらいから考えておりますので、その間に生産者の代表、出荷者の代表の方、そして直売所等とも協議しながら、一番煩わしくないような仕組みを考えていきたいなというふうに思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。ということは、この事業を行うことによって、生産者への負担がないように考えていくと。直売所と調整をしていくというふうに捉えさせていただいてよろしいですか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 ある程度、できるだけということで、例えばシールはやっぱり張っていただくなり、そういう方は当然必要ですんで、全く今と変わらないということじゃなしに、やはりシールを貼るなり、そういうことはして、それで持つていくのは、やっぱり一つの同じケースで持つて行きよったのが二つになる可能性もあります。だから、そこをどういうふうに今からやっていこうかなという、制度設計の骨格はできていても、その末端のそこについては、やはりここはこういうふうにしてくれという直売所の思いもありますし、それぞれの思いを聞きながら妥協点を見出しながらやっていきたいなというふうに思うております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 そういうシールを張るとか、出荷に対して手間とかいうことは生産者も惜しんでおられないと思うんですが、自分とこでシールをつくらないかんとか、そういうふうになりますと、ちょっと大変なので、その話でした。すみません。

これがうまく市内に回っていくような仕掛けを是非お願いしたいなというふうに思います。

それと、畑の教科書の話なんですけど、これについての考え方をもう少し説明をいただきたいなというふうに思います。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 畑の教科書につきましては、毎年農業まつりというんですか、各旧町単位で農業まつりされておりまして、そのときに、農作物の品評会があります。その品評会で大体賞を取られる方がJAの担当なりに聞いたら、大体新しい人がぼっと入るようなことはないんやと。例えば、カブつくる人だったら、この人が大体毎年出して同じ優秀なんを出すとかということになるんで、そういう作物ごとに市内にはたくさんの名人さんがいるだろうと。そしたら、私はこういう思いでこういう形で作っておるんだというのを、そういう賞を取られた方に聞き取りして、つくり方のコツというんですか、ポイントを書くと同時に、あとは普通の市販の教科書にあるように、この時期に種まいてとかいうのと併用して、そういう地域に合った、こういうつくり方したら、こういう立派なものができますよというような、そういうのをそれぞれの作物ごとにつくっていききたいなというふうに思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 それをどの程度印刷をして、どこに配付して、教科書ですから、その教科書を使っての学習といいますか、そういうプログラムをどのように考えておられるのでしょうか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 まず配付についてですけども、配付につきましては、当然もう出荷してプロの方もおられます。専業農家の方もおられます。こういう方を対象に、それとか全農家対象にということじゃなしに、まずは市がつくって、それで希望者、自治会であるとか、農会のほうを通じて、こういうものをつくりました、希望ありませんかということで、まず市の目的としては、新たな生産者をつくって、それともしっかり組んでみようかという人を対象に配付させていただいて、直売所の出荷者数を増やしていきたいと。そういう思いでまず配付する計画を考えていきたいなというふうに思っております。

それと、それを使っての研修とかということにつきましては、当然、新規参入の方、現在、JAハリマのほうでは自分とこの独自事業で農業学校というんですか、農業教室みたいななんをカリキュラム組んでされとるということも聞いております。こういうことを当然行政とも一体となって、その教科書を使った中で進めていきたいと、そのように考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。次に、6次産業化についてお尋ねしたいと思えます。73ページなんですけど、このレシピの開発業務は、どこに委託をされるのでしょうか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 特定でここというのは決めておりません。近隣でいいましたら、平田調理師、それからみかしほか、それぞれ製菓、調理学校がございます。それぞれの中で一度話しさせていただいて、ここでつくってみようかというところがあれば、つくっていただけるようになれば、市内を見ていただいて、この野菜を使ったらおもしろいとか、そういう生産者、それから中にどっぷり浸かった、我々行政のほうじゃなしに、やはりプロ、また市外の方の目で見つづけていただこうと思って、まだどこへ頼むというのは決めておりません。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 どういうものを6次産業化を図っていこうということは決まっているわけですね。その具体的なところを教えていただきたいんですが。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 まず、今、ぱっと思いつくものとしましては黒豆、自然薯、そういうものもありますし、また、ほかにはリンゴ、ブルーベリー、そういうところの市内でたくさんつくられておるものに付加価値をつけて、それを市内でレシピをもとに、例えば和菓子屋さんがそれを使ってつくっていただいても、要は担当部の思いとしては、もみじまんじゅう的にいろいろな菓子屋さんが同じ名前のできるような、ただ、味で勝負できるような、そういう基本になるものをつくる、だから、それが食べ物の料理であれば、こちらのほうでつくったレシピは当然道の駅、それから宿泊施設、それから市内の食堂等には出して、同じ名前で提供していただくと。ただ、味つけそれぞれの料理人のポイントなりで競っていただいて、一つの名品、特産物というものをつくっていく基礎にしていきたいなということで、6次産業化というふうに考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 そしたら、次の展開としては、レシピをつくって、市内のいわゆる外食産業とか、そういうところで地元のものをお食していただく、それを特産品づくりということじゃなくて、市内の消費を高めるということでの試みとしてやろうという、そういう考えなんですか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 そうですね、そういう観点、例えば地産地消、地元の野菜を使った店とかいう、そういう取り組みをされておる自治体もありますんで、最終的には市内で消費、それから市内でつくったものを持って帰っていただくという形での、

市全体で取り組んでの6次産業化という、広い意味の6次産業化を目指すということで考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 6次産業化はわかるんですが、それはある程度、販売が進んでいるとか、消費が進んでいかなければ、産業として成り立っていかないの、その辺の目標設定が本当にしっかりできているのかどうかというところがあるんで、まだ今からでしようけども、その辺しっかり目標設定した上で取り組んでいただきたいなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 目標設定、まずはレシピつくって、それを使っていただくという中で、当然観光協会等とも一体となって、そのベースをつくったら、あとつくっていただくように、民間も巻き込んで、当然商工会も巻き込んでの動きをやって消費拡大に繋げていきたいなと。その中でやはり民間の協力を得るとというのが一番難しい問題だと思うんですけども、何とかそれをしていかんとあかんという思いの中での制度設計ぐらいしか今立ててないということです。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 再三私たちも、地産地消を宍粟市では学校給食で大きな成果をおさめておられると。そのことをもっと他の外食産業でありますとか、いろんな分野に拡大をしてもらいたいということをやずっと訴えてきまして、何かそういう方向に少し進んでおられるという中で、希望を持って拝見はしているんですが、まだちょっと地産地消と直接結びつかない事業も入ってきているので、地産地消の定義づけなんかをこれからお互いに議論をさせていただきたいなというふうに思うんですが、私は市内の生産された安心・安全のおいしいものを市内の消費者が消費をしていくという仕掛けをしていって、一体的にやらないかんと思うんですが、その点では消費構造も変えていかなあかんということで、消費者行政の役割もありますねということもこれまで盛んに申し上げましたが、逆にこの6次産業化とか、いろいろ加工していく場合のもう一つのコンセプトとしては、やはり消費者ニーズをしっかり把握していくということで、そこが求めているところも考えていかないと、的確に捉えないと、ただニーズ把握もしなくてつくっていったら、地産地消に繋がるのかなということもあるので、両面私は要るのかなというふうに考えておりますので、是非これからも御努力いただきたいというふうに思うんですが。

もう一つ、地産地消のことでいいましたら、こういうことはできないのかなと思

うんですが、波賀なんかでやっておられる自然薯の貯蔵施設なんかをつくられて、すごく生産量がアップしてるんですが、南のほうではそういう貯蔵施設なんかつくって生産拡大しようという取り組みは私できてないと思うんで、そういう貯蔵施設なんかには支援をしていく取り組みとか、あるいはまた地域の特定の野菜の栽培技術みたいものを開発していくとか、そんなこととか、あるいは昔からよく言われるスローフードですね、そういうものは、宍粟にスローフードは何があるのかというふうに思うんですが、千種にはすごくいい山菜の料理があるそうなんです。これも季節限定で非常に数が少なくて、希少価値があるというふうに聞いているんですが、そういうものをもっと売り出していくとか、何か地産地消をめぐるいろんな角度から仕掛けをしていただけないかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

山下委員長 大畑委員、質疑の途中ではありますが、今から休憩をしたいんですけども、よろしいでしょうか。

大畑委員 その後に答弁いただいてよろしいでしょうか。

山下委員長 その後に答弁いただくことになりますけど、よろしいですか。

もし、今から答弁していただいたほうがよいようなら、このまま続けますが。

(「続けて」の声あり)

山下委員長 じゃあ、このまま続けさせてもらいます。

中岸産業部次長。

中岸産業部次長 言われたようにスローフードということも考えていかんとあかんと。当然、前に観光サイドを私しておりましたときに、クサギ飯、要はクサギいう木ですね、その新芽、非常にくさいんですけども、流水にさらしてすればおいが取れて、非常においしいと。つくり方に手間はかかっても、やはりその時期時期で食べれるというのも大事だと思います。

それぞれ、縦の繋がりじゃなしに、まちづくりの中であるとか、いろんな方に意見をもらって、地産地消いう中は進めていかんとあかんなど。だから、私どもも中におったら、この地場野菜いうたら、何があるん言うたら、何でもあるって言うても、やっぱり独特のものが何かあると思うんです。やはりそのためには、姫路の平成26年度からオープンします「PR館」であるとか、それから神戸の「好きやde西播磨」とか、そういうところへ出しとるものの中でそういうもののヒントをいただけるように、そういう外からの情報も大事にしていきたいなど。そのためにはやっぱり私ども職員のほうも外へ出て、いろんなことを知って、それで、とりあえず、

こんな野菜をつくっとんやという情報ももらいながら進んでいく、そういうスタイルをとっていきたいなというふうには思っております。

山下委員長 大畑委員、よろしいでしょうか。休憩させてもらっても。

大畑委員。

大畑委員 私の知識ではわずかな知識しかありませんけども、宍粟市内にも非常に高原野菜としておいしいものがたくさんあるというふうに私は思っております。道谷の大根ですとか、鹿伏とか、あの辺には非常においしいものがあるというふうに思うし、もっともっと掘り起こせば、いいものが素材もあるし、それからおいしいものがたくさんあるんじゃないかなと思いますので、是非研究をお願いしたいと思います。

山下委員長 それでは、まだ引き続いて質疑があるようでしたら、今から休憩をしたいと思いますが。

(「あり」の声あり)

山下委員長 それでは、ただいまより10分間の休憩をとらせていただきます。

午前10時45分まで休憩をいたします。

午前10時34分休憩

午前10時45分再開

山下委員長 それでは、定時になりましたので、予算特別委員会を再開いたします。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

藤原委員。

藤原委員 私のほうは、予算について細かいことといたしますか、ちょっと教えていただきたいんですけども、60ページの主要施策に係る説明書のところでんですけども、先ほども出ておりましたけども、畑の教科書ですか、これは私は印刷製本か何かに上がったんかなあって思うんですけども、補助金に上がったのは、先ほど言われたように品評会とか、そういう産品とか、いろいろ出された人に補助金を出してノウハウいうのか、つくり方をまとめてもらうさかいに補助金になっとんでしょうかね。300何がしの、352万8,000円ですか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 失礼します。補助金となっております。おっしゃるとおりでございます。これにつきましては、先ほど次長も申しましたように、農協さんともいろいろとタイアップもしながら、あるいは普及センターともタイアップをし

ながら、やっていかにゃならんということで、そういった連携、関係する関係団体と連携してやっていく中で、今考えておるのは、農協さんを主体にそういったものを作成していただいて、それにかかる費用の助成をしていくというふうに考えております。

当然、教科書をつくれば、それにかかる御質問等が農家さん等々からあろうかというふうに思います。そういった営農に係る部分というのは、なかなか行政では答えにくい部分、知識の薄い部分がございます。片や農協さん、あるいは普及センターさんについては、そういった部分には長けた方ばかりでございますので、そういった作成後の対応もし得る方をお願いをしていきたいなという思いで、補助金という形でさせていただいております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 補助要綱というんですか、それがあろうと思うんですけども、普通補助金の場合は、受益者負担というんですか、一部利用者、補助を受ける方が何ほか負担があると思うんですけども、これは全額に近い補助なんですか。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 今からそれぞれの関係の方々と協議にはなっていますが、今、こちらとして考えておるのは、当然、もし農協さんとなれば、農協さんにもある一定の御負担もお願いできないかなという思いの中で予算化はさせていただいております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 先ほどこの畑の教科書を関係者にというんですか、市民に配付するということがあったんですけども、補助金出したら、著作権か何か知りませんが、それは例えば農協なら農協のものになると思うんで、市がそこまで関与いうんか、干渉できるものかどうかはどうでしょうか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 著作権につきましては、当然そこを書いた人というのがあります。先ほど山石次長のほうが言いましたように、農協さんのほうでもやはり組合員さんのほうへ配るといことになれば、その分負担をいただく。そのためには著作権はJAさんに持っていただいても、つくるときには一緒に当然市の者は知らん、それでつくったんやということではなしに、市の担当も入ってつくっていきたい。ただ、それについての問い合わせは、やはり営農のプロである指導員等がある農協のほうにさせていただきたいという思いで、この補助金という形で出していくという形をと

っていききたいなというふうに思っとるんです。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 わかりました。市の思いもきっちり調整いうんか、連携していただいて、いいぐあいに利活用していただきたいなあ、このようにちょっとお願いしておきたいと思います。

それと、64ページですけども、これもちょっと教えいただきたいんですけども、小茅野のいわゆる小水力の発電の件なんですけども、総事業費が500万円ということで、200万円委託料で上がってんですけども、総事業費ということですから、これ事業計画書の作成等々の委託料が200万円、あと300万円ということなんですけども、この300万円で小さな発電機を設置するということなんでしょうかね。

山下委員長 中村農業振興課副課長。

中村農業振興課副課長 委員おっしゃるとおり、あと残り300万円のところで、まず200万円につきましては、このふるさと水と土ふれあい事業を活用する上での事業計画書作成業務ということで、要は本事業採択になる前の計画書策定業務ということで200万円、来年度計上しております。

それから、今度本事業が採択されますと、主要施策の説明書にもありますように、国県の補助割合が85%で、あと残り15%が地元負担というふうに考えております。この15%の御負担分を合わせますと若干500万円には足りないんですけども、その他諸手続の経費がありまして、全体としては500万円になるのかなというふうに、この施策のほうでは考えております。

以上です。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 もう1点教えてもらいたいんですけども、これ年間に3万5,040キロワット合計で上がってんですけども、これ一日に直したら何ぼぐらいなあれなんじゃろう、割り戻したらええんだらうけども。

山下委員長 中村農業振興課副課長。

中村農業振興課副課長 これ小水力発電と書いておるんですが、実際のところは環境観光課がしているような小水力ではなくて、もっと小さいもの、マイクロ小水力発電ということで考えております。

最大出力としましては、今、小茅野のほ場整備の施工済みの水路でかなりの高低差があるところで、その落差を利用した電力ということで、一応最大電力としましては4キロワットで考えております。これで年間どれぐらいの電力が生じるかとい

うことで、365日で計算しますと3万5,000余りの電力が得られるのかなというふうに考えております。

以上です。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 ほな、本当に小さい発電所であるなあと私は思うんですけども。はい、よろしいです。

それから、もう一つ、今日いただいた資料の中で、先ほど次長のほうから農業機械のいわゆる購入補助金の対象を拡大しましたということなんですけど、この条件だけちょっと教えてもらえんかね。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 失礼します。補助対象者を拡充しております。従来は認定農業者さん、あるいは集落営農組織さんに対して支援をさせていただいております。議会のほうからもいろいろ御質問もいただいたり、御意見等もいただいております。要は小規模農家さんへの支援というようなことをいろいろ御意見等もいただいております。そういった中で、今回拡充いたしましたのは、その対象者を人・農地プランに位置づけられた方も対象とするということで、認定農業者さんのように大規模的な農業経営でなくても、地域の担い手という位置づけがあれば、機械の購入補助等をさせていただくというふうに拡充させていただいております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 耕作面積とか、そういう基準もやっぱり何ヘク以上とかいうような、それもあるんですか、その中には。

山下委員長 山石次長兼農業振興課長。

山石次長兼農業振興課長 面積要件はございません。

山下委員長 それでは、続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

福嶋委員。

福嶋委員 委員会の中でもお聞きしたようなこと、あるいは言ったことなんですけど、先ほど来出てます食の安全ですね。やっぱり旬彩蔵等において、やはり消費者が安心して食べていただくというかね、そういうことについて、私のほうからの提案みたいなんで、例えば農薬についてはその農薬の名前まで書いて、二つあるんか、三つあるんかわかりませんが、そういう名前を記して、そしてその効能と、そして安全性というものははっきりと明示するというか、そういうものを各販売所に置く、あるいはパンフレットを置くというようなことをやっていただきたいというような

ことを言ったかと思うんです。それについては、やはり独自でこちらで決めるのではなくって、やはり生産者とそういう協議をしていただいた中で、それが販売促進に繋がるというふうに私は思うんで、そういったことをまず生産者に伝えていただきたいと、こういうふうに思うんですけど。

山下委員長 前川産業部長。

前川産業部長 安心・安全な面では、当然どこまで表記できるかわかりませんが、なるべくそういう意思に沿ったような形で、皆さんに見ていただけるような形になるように努力したいと思います。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 はっきりと化学肥料も含めてやはり明記したほうが私がかえって安心されるというふうに思うので、そういったことについてはやはりよく生産者の方とやっぱり協議をしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、次に、先ほど姫路のPR館ということの話が出てましたが、ここでは販売もするんですか、野菜の販売。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 今の所管はまちづくりなんですけども、来年の体制のこともあるんで、打ち合わせ等が入っております。その中でやはり野菜いうものは一つの目玉、お客さんが来る目玉になりますので、当然それを考えていきたいと思うております。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 野菜そのものは安いものなんで、価格的にね。それほどこっちから持っていくとなれば利益には繋がらないだろうなと思うのが一つあるんですけど。書写に同じように旬彩蔵というのがありますね。そこへ私も時々行くんですが、山崎の生産者の方でいうと田中農園さんがトマトを出しておられるというのがありますけども、ほかの方に、何人か山崎の方にお聞きしたんですけども、やはり毎日行くには遠過ぎると。個々にですね、個々に行くということになれば、やっぱり遠過ぎて、そしてやっぱりもし売れ残ったら、それも引き上げてこないけないと。販売量はやはり人口的にも多いんでね、相当売れるというふうには思いますけども。そういうこともあるんで、なかなか利益に繋がるかどうかというのは、PRという面ではやはり野菜を持っていくというのは一つの方策ではなからうかなというふうには考えます。

それから、次に、先ほど出てました有害鳥獣の駆除の件につきましてですけども、部長のほうから、やはり高齢化によって、狩猟される方が減ってるという、これ当

然のことだと思っんですね。捕獲量というか、捕獲するのは大変難しいという一つの点において、やはり同僚議員からもそういう話がありますけども、最終処分場ね、これの建設というか、これについての方向性みたいなものはどないなんでしょうか。山下委員長 前川産業部長。

前川産業部長 残滓の処分ということで、この間からも議会等で答弁させていただいておるとおり大きな問題に全国的になっております。その中で、前も県との協議の中で処分場も検討したんですけども、なかなかできないという中で、とりあえず今水面下で動いてる部分もあるんですけど、当座、近々に平成26年度には獺友会と、それから処分場、そこら辺の今調整中でございますが、そういうことができれば、分解処理をして、産廃になると思っんですけど、一般廃棄物になるか、そこら辺の調整も必要なんですけど、細かく砕いて処分ができるような形で今検討をしておるところでございます。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 今言われた分解処理ということなんですけど、その分も可能な部分もあるだろうし、また、全くそうじゃなくって、やはり焼却しなきゃだめだろうというような部分も出てくるんじゃないかと思うんでね、やはりその辺のことも、あるところではごみ焼却場でとか、あるところでは埋葬するところで、いわゆる犬、猫とかのそういうところでとか、いろいろな地域によってあるんでね、やはりその辺のことも考えていただくように。今、よく言われているのは、山で穴掘って埋めるよりしようがないんやという話をよくされます。それっていうのはやっぱりこれから大きな問題になるだろうと思うんでね。それから、それが大変な御苦労だというふうにも聞いてますのでね、やはりそこをちゃんとしないと、なかなか駆除する数も増えないんだろうと思うんでね、その辺を考えていただきたいと思っます。

答弁いいです。

山下委員長 答弁よろしいですか。

それでは、続いて、伊藤委員。

伊藤委員 資料のほうの15ページの上のほうに、企業誘致支援サービス事業のパンフレット作成いうて100万円出してとってですけど、これで聞きたいんですけど、今なかなか企業誘致いうんは難しい時代やろうと思うんですよね。宍粟市に来ちゃるというような希望の企業いうのはあるんですかね、現実に。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 昨年の4月から一つは天然水をしたいいんやと。ただ、すぐじゃな

しに、業界の見込み等からいえば、そういうのがあからストックするためにも場所を一回調べさせてくれとか、ほかに物流の中継としてどうやとか、いろんな話はあるんですけども、ただ、まだ具現化までは至ってないというような状況です。

山下委員長 伊藤委員。

伊藤委員 今度、宍粟市が購入するみどり公社の跡かな、あそこなんか物流的な場所としては最適地やわね。昔から山崎は物流的な倉庫としての立地はあるんじゃないかなと僕は思うとったんやけども、せやからそういうところ、山崎に来てくれる企業いうのを、どんなとこが来てくれるんかいう検討もすべきや思うんやけど、そういう検討はされてますか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 一応そういうことについては宍粟というところがまずどこまでが来ていただけるのか。これは市のほうにしては、千種北小の廃校跡にも企業に来ていただきたいとか、当然戸倉のほうにも来ていただきたい、そういう奥地まで来ていただきたいという思いはあるんですけども、企業家から見て、ここまでの範囲だったら許せるよというところもある程度聞いております。それと、市内でどういうところがいい言いましても、どうしても今1件ちょっとこういう話があるんやでと聞いてとこによりましたら、4ヘクタール、5ヘクタールいうまとまりの土地がないかというようなところもありますんで、1ヘクタールとか、そういう話じゃない時代になってますんで、そういうとこをまとめていくのはどないしてするかなあというのも大きな私どもの問題かなというふうには思っております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 企業誘致というのはものすごく大きなテーマで、この宍粟市には工業団地もないですし、それを新たにつくるとなると、かなりリスクが出てくると思うんですよ。先ほど次長がおっしゃったように、企業誘致をしようと思っても、例えばもう向こうに対して提供する情報が少なかったり、まとまった今おっしゃったような土地っていうのはなかなかないと思うし、あと水の問題であったり、川に近くないとだめだとか、地下水の問題であったり、いろんな問題があると思うんで、よそで立ち消えになったそういう案とかいうのは、なかなか調べにくいとは思いますが、やっぱりよそでだめだったものが宍粟市にはあることもあるかもわからないので、企業としてよその企業誘致の案がうまくいかなかったところに目星をつけていただくとか、そういう情報を調べることっていうのは、なかなか難しいんですか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 情報の収集については非常に難しいことですが、行政がかかわったことにつきましては、私どもこのパンフレットをつくってからにはなるんですけども、県と神戸市が共同出資してひょうご・神戸投資サポートセンターというのが神戸のほうにあります。そちらのほうへ宍粟市のほうからも企業誘致の土地のこういうところがありますよという情報提供はしたりしておるんで、そういうところとまた繋がりを強化して、こういうところがちょっと土地の問題、水の問題でだめになったんやとか、そういう情報をいただけるように、そういう繋がりも重要になってくるかなというふうには思うております。

山下委員長 それでは、続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

大畑委員。

大畑委員 林業振興について、何点かお伺いしたいと思います。

まず、67ページでございますが、森林整備地域活動支援事業、これいわゆる集約化に必要な支援だろうというふうに思うんですが、ここに主要施策にありますように、5団体ということになっておるんですが、この対象事業は5団体のみなんですか。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 失礼します。この事業につきましては、昨年9月の補正予算で置かせていただいてから、実施しているのが今のところ、森林組合も含めまして理業事業体はほか4団体ということで、一応5団体が今のところこの事業に対しては実施されております。経営計画自体は25団地以上は今認定しておりますので、その中でも生産森林組合が作成とかといったところもございます。ところが、この事業、途中から入りましたので、当然山の事業といいますと、4月から始まっているところがあって、そういったところはこの事業の対象になってないところがあるんです。来年、平成26年度もそういった企業を中心に生産森林組合なり大きな山を持っておられるところが多々出てくると思います。ところが今、予算上はこの5団体というところで一応上げさせていただいております。ほか生産森林組合等は出てくると予測しております。

以上でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと私も十分理解してないので、質問がおかしいかもわかりませんが、その実際経営計画を作成しているところが対象になっていくと思うんですが、今25団体、既に経営計画策定済みがあると。しかし、この事業に乗っからないとい

う、その辺ちょっと理由がわからないのと、それから、市内にはもっとたくさん団体、生産森林組合があるかと思うんですが、さらに25よりも広げていこうという、そういうお考えがあるのかないのか。一般質問の中で部長に、もっと森林経営計画策定に支援をしていって増やしていくべきだという意見がたくさん出ておりますから、それについてどのようにお考えか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 まず、昨年5団体で、ほかに生産森林組合もあるんですが、25団体以上認定はしているんですけど、造林事業で補助金をもらうのに、収入間伐だけが対象になるということで、山の施業を4月から取り組んでおられる方がありました。そういったところは、経営計画は4月に立てましたよと。しかし、この事業につきましては9月よりちょっと前ぐらいに国のほうが示してきたもので、市行政として制度化したのが9月以降が対象になるといったところで、この事業に採択を受けなくても経営計画を立てられているところがあるということで理解していただきたいと思います。

それと、今後この5団体からは、ここにもありますように、主要事業の67ページでございます。境界不明瞭が300ヘクタールと境界明瞭が50ヘクタールということで、あくまでこの面積は経営計画を立てた中での森林施業を行う面積が対象となるものでございます。よって、300ヘクタールといいますと、かなり大きな面積で、今後とも一応出てくるだろうということを目測した中で、こういった面積を上げさせていただいております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 ということは、当初予算は今1,800万円上がっておりますが、まだ今後この事業に取り組みたいということで補正等で上がってくるということですか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 当然要望があれば、その分については補正対応をせざるを得んかなということには考えております。ただ、この経営計画を立てて、5年間のうちにその事業体がこれだけ整備します、つまり間伐して木を搬出しますというのが確実じゃないと、補助金返還ということも当然裏にありますんで、そこら辺も十分説明した中で、いやうちのところも取り組むということになれば、その部分については当然補正対応で実施していきたいなというふうに思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 実は、山崎の木材市場のリニューアルで相当土場も広く整備されており

ますから、いわゆる受け皿としては十分用意がされているというふうに思うんですね。ですから、今まで以上にこの事業になるかどうかわかりませんが、やはり施業に取り組む団体が増えて、どんどん木材が供給されてこなればいけないだろうというふうに思うんですが、その辺と、この今の当初の森林の産業部の考え方としての目標が一致しているのかどうか、お伺いしたいんですが。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 私どものほうでは、まず木材市場の当然土場拡大、そして木材センターも今フル稼働に近い状況になっておる中で、この主要施策の69ページのほうに、上段に森林管理推進事業というのがあります。ここで見てもらったらわかりますように、平成25年は間伐が150ヘクタールと作業道が1万2,000メートルだったのを、平成26年度については間伐を670ヘクタール、そして作業道は6万メートルということで、計画を立てていただいたら、それに対して当然これぐらいほどはかかってくるだろうという思いで、木材市場の土場も活用していく中で、やっていこうという思いで連動はさせておるというふうには考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 この69ページ、森林管理100%作戦推進事業、これもっと地元にはお金要らへんねんやから、どんどん進めろというふうに一般質問の中で出ている話だと思うんですが、今次長もそういう手が挙げればというふうにおっしゃってるんですが、なかなか今地域の生産森林組合も非常に財政的にも厳しくて、その辺勢いでやりますというふうに元気に手を挙げられない実情があるかと思うんですね。ですから、むしろ市のほうからこういう支援ができるよとか、要するに事業化を促すようなことができないのかと。いつも部長は啓発に努めますということをおっしゃるんですが、啓発ということじゃなくて、生産森林組合と寄り添って、生産森林組合の経営も建て直していくし、それからそのことによって施業もどんどん拡大をしていくというような、そういう一連の取り組みはできないんでしょうか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 御指摘のように、当然一連の取り組みは必要とは思いますが、まず生産森林組合のほうも組合員さんの高齢化というのと、計画立てて一体誰がするんやという中で、市内の事業体に頼まれてはどうですかという形になると思います。その中で、事業体のほうも今かなり5年間にこれだけするんやというのを立てていただいてしよりますんで、その中でまだ余裕があるとか、隣の山はきれいしよるさかいに、うちのところもついでにとかいうことで、まず事業体のほうへは

ここまでの谷をきれいにしたら、その隣の谷の所有者にも声かけくれとか、そういうふうなことを言いよりますし、それをもとにしてこの山を間伐したら、これぐらい生産森林組合のほうに出すことができますよとかいうことで、まず搬出というのが義務みたいになっておるところもありますんで、そこら辺についてはどこどこへ頼まないなということはいえませんが、こういう例がありますよということで、森林組合なりで生産森林組合の会議等があれば、市の担当も行って、話はさせていただいて、普及に努めておるといところでございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、わかりました。さらに生産森林組合の指導をよろしくお願いしたいなというふうに思います。

それと、林業の担い手育成のところ、68ページに出ておりますが、これも担い手不足ということで大きな課題で、これは初年度が月3万円の新規雇用者への賃金補助といいますか、雇用助成という制度だと思っておりますが、この3万円という設定の根拠を教えてくださいのと、それから2年目、3年目、これが助成をされる月が当初最大10カ月だったものが8カ月に下がっていったんですが、これは下降していくというのは、どういうことなんでしょうか。もっと伸びていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 この林業の担い手育成対策事業といいますと、ここにも書いてありますように、全国森林組合連合会というのが実施しております。これにつきましては、林業事業者が新たに雇用をする雇用者に対しまして、林業といいますと大変危険な作業でございます。なれるまでに5年かかると言われております。そういった中で安全にやっぱり作業をしてもらうのに、林業作業士という資格を取ってもらうということで、初年度、これがちょうどこの10カ月というのは、最低30日研修を受けてくださいよということでございます。同じ作業員を雇用者が3年間続けて取得するというので、1年目はこういった10カ月、2年目、3年目はまた違うカリキュラムの中で取得してない部分をとらせていくということで、月数がその分減っているんです。これにつきましては、国が定めている研修日程というものに市がそのまま上積みさせていただくという中で、制度はそのまま準用させていただきますという流れでございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 すみません、国の制度をそのままということですね。今、上積みとおっ

しゃったのは、市はどの辺を上積みしているんですか。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 先ほども御質問があったように、3万円の根拠のところなんです。今、この中では林業事業体のほうに1日、日額、作業員、最初作業員の初任給といえますか、聞き取り調査したデータでは概ね12万円から15万円という賃金を積算されとるようです。国のほうでは9万円を月額その分支援しましょうということで、その残りの3万円に当たる部分を市が見て支援させていただきたいということでございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 それと、林業施策全般についてなんですが、いわゆる施業として考えられている事業と、あと穴粟材としての利活用事業という形で事業化が考えられておるんですが、一方で、森林の果たす役割としての環境との関連ですね。いわゆるバイオマスでの取り組みが環境施策の中でうたわれておるんですが、そこの関連する事業は一つも見当たらないんですが、廃棄物との関係についてどのように産業部はお考えなんでしょうか。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 皆さんも御存じのとおり、平成27年の1月までには、そういった今兵庫県下で2カ所の発電所が既に木質バイオマス発電所というものができるようになっております。そうした中で、当然このバイオマスの燃料のもととなりますものの確保をしなければならないかといったところで、当然今先ほども説明しましたように、経営計画から造林・間伐の補助金、全て繋がってくるようになっております。そうした中で、当然今次長も申しましたように、森林管理推進事業の中でもあります作業道の部分に対しましてもかなり増量ということで、平成26年度計画しております。こういったものを利用する中で、今まで林地に残っていた部分、お金にならなかった部分を極力出していただいて、そういったバイオマス発電に出していただくということで、そういったことが森林所有者にはね返ってくるということ考えた中での全て繋がりのある事業として今は位置づけております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 いわゆるバイオマス発電としてのとこと繋がっているんだということですが、それ以外の市内での発電じゃない、いわゆるストーブの燃料、今炭化してやっていますよね、ペレットの材料をつくったりしてますし、それ以外にもいろんなことが考えられるだろうと思うんですが、そういう仕掛けがちょっと見当たらないな

というふうに思っています。

それと、山に残された残材をどのようにして出してくるのかということで、同僚議員からもほかのまちの例を参考に提案したりいろいろしていることがあろうかと思うんですね。いわゆるトラック1車何千円という形で、地域通貨なんかを利用しながら搬出していくような事業を考えてはどうでしょうかという提案があったかというふうに思うんですが、そういうことに対しての予算化というのが全く考えられていないので、その辺はどのようにお考えなのか。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 その件につきましても、提案の中にありますように、一般の方々が自分ところから軽トラに積んで木材を持って出る、そういったことの対策につきましてということで、今度、県のほうと一緒に、19日なんですけど、ちょっと先進地を見に研修させてもらおうということで計画しております。今のところ、予算に反映していないのは、兵庫県におきましても、今のところバイオマス発電用の燃料になるものを搬出することに対しての助成事業をどうも考えておられるということをお聞きしております。そういった県とあわせましての補助制度を今後市としましてもどうやっていったらいいかということも含めての今回19日に木の駅プロジェクトと言うんですけど、そういったところを視察する中で今後考えていきたいなと思っております。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 補足してですけども、実は去年の7月から市長の呼びかけによって、市内の林業団体、公的なところですけども、そこの懇談会を定期的にしております。その中で森林組合のほうからもバイオマスがあるし、それから未利用材の利用というので、こういうのはどうだろうということで、その中で一応検討をしてみようかという中の一連の動きで、県の当然農林事務所の所長さんも入っておりますんで、その中でそういう19日にまずして、市としても地域の経済、地域通貨までいかんでも商品券を出すなりしてやれば、循環するという思いもありますんで、県の助成いうんですか、補助制度も活用しながらやっていきたいということで、もうしばらく検討をさせていただきたいなと思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。ありがとうございます。ちなみに、先ほど先進地視察のお話をさせていただきましたが、もし公表できるのであれば、どちらに行かれるんでしょうか。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 京丹後市のほうへ場所決まっています。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 すみません、私どももちょっと智頭町のほうに行きましたので、随分近くでいい取り組みをされておりますので、また参考にさせていただけたらというふうに思います。

最後に、もう1点だけお願いいたします。

商工会の活動助成事業というのが74ページにございます。本年度も当初予算で3,000万円ほど置いてあるわけですが、この助成事業に対する監査等々、活動の内容の検証とか、そういうことはしっかりされておるんでしょうか、お伺いします。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 関係資料等細々とした詳細につきましても資料を提出いただいて、中をチェックして厳正にやっております。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 それと加えまして、この商工会の運営には、県の金が2分の1余分に出ております。県のほうの立入検査のときに同席をさせていただいて、その中で勤務形態、そして関連法規等に準じてされておるかどうかというのも担当が出て調べるということにしております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 そしたら県と内容的には連動しているということで考えてよろしいんですか。また、市独自のものは別にあるのかどうか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 私どものこの助成の基準が県の事業費の2分の1以内でということで、特別に市長が認めた事業というのがあれば別ですけども、それ以外の通常の部分については県の補助対象経費が市の補助対象経費になるということで、連動をしておるということです。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、わかりました。

以上です。

山下委員長 それでは、続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

藤原委員。

藤原委員 先ほどのあれと重複するんですけども、この団地化のことについて、私

以前にも一般質問でしたことがあるんですけども、先ほど25団体というような、これが果たして多いのか少ないのか、今までの努力が結果としてこれでいいのかどうかという、その議論はまた別でしたいと思うんですけども、結局、1団地50ヘクぐらいな団地を一つの目安にして、そしてその中で例えば間伐の話が先ほどからあると思うんですけども、間伐した場合には、1ヘクに10立米以上搬出しなさいよと、そういうような基準があって、そのための森林経営計画を立てるということやね、団地化というのはね。だから、その中で確かに生産森林組合にそういうところは大きな山を持って、まとまってといいますか、ありますけども、一番私は大事なものは小規模林家といいますか、そういうところこの団地化を図れんのかなと、いつも思うんですけども、私の認識がそれで間違うとんかどうか、ちょっと教えていただきたいんです。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 藤原委員おっしゃるように、当然この事業につきましては森林市所有者自らが森林経営のために立てようとする制度でございます。そうした中で、当然この小規模林家、森林所有者がかなりおられます。そうした中でどう団地化を図っていくかということころも含めまして、県のほうも団地化推進事業等がございます。そうした中でも森林組合に代表になっていただくとか、当然この森林組合以外の林業事業体につきましても、それぞれ今取り組んでおられるところでございますが、なかなか所有者に目星つけて、話をするということは非常に困難なことになっております。そうした中でもやはり森林組合と林業事業体が一つになって、連携をとりながら、この団地は私ところからやらせてくれとか、この団地は森林組合で世話すると。その所有者のデータ等は個人情報なので、なかなか出し切れんところがあるんですけど、そういったところを協力し合いながら、団地形成を図っていただいております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 高知のほうのある町で、名前ちょっと忘れましたが、林業センターみたいな法人が何かわかりませんが、設立して、そこに町の職員を派遣して、ずっと3ヘクとか2ヘク以上の小規模林家にばつと往復はがきで送って、そういう計画があるんじやが、それがあったら参入しますとかいうような、そういう事務を實際されとるという事例が、何とかいう有名な町やろうと思うんですけども、忘れましたが。そういうことをやられてとんで、私は防災面からいうてもやっぱり生産森林組合等々、市有林にしてもそうですけども、人家から割と離れたようなところ

に割と多いんですけども、この小規模林家というのは個人の山林所有者というのは割と民家に近いところの人が多く、それだけに作業道なり林道をつけるということになると、窓口でごつつ、間口で、最初のところで山がつぶれてしまうというような、そんな議論というか、反対もあるかもしれませんが、やっぱりそれを取り組んでいただかないと、このままであれば、私は90%の山というのは個人の3ヘク以下とか5ヘク以下の林家が何ぼあるか知らんけども、かなりの戸数といえますか、世帯数があると思うんで、その辺きっちり取り組んでいただきたいなあと、このように思うんです。

それと、今まで市単独事業で、その団地化せなんだら、もう補助金ないよというような私は捉え方をしとったんですけども、見よったら、補助金の従来の間伐で切り捨てになるんかどうかわかりませんが、そういう間伐した場合に、特に間伐はこれからも大事なものだと思うんで、そういう市単の補助はあるんかいね、これは。従来に近いというか、林年とか、そういう制限はあるだろうけども。いかがでしょうか。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 主要事業の70ページのしその森整備事業、その他林業振興事業の中なんです。宍粟の森整備事業でここに挙げておりますように、その中でも間伐、ここでは10ヘクタール、作業道1,500メートルというところで、これを見ておると、もう一つは、森林管理のほうの中にございますように、環境林整備事業ということで500ヘクタールほど上げております。これにつきましては、経営計画がなかなか立てられないといったところをセーフティネットということで、昨年末に国のほうからそういった取り残されるところをカバーしようということで、切り捨て間伐も対象となるように出ております。この事業につきましては、公的機関のみということで森林組合が事業主体になる部分のみ、これは国庫補助の対象にもなる。その国庫補助の対象になった部分に対しましても、市と県が折半で森林管理100%中で見ましようというような事業ができております。こういった事業にも取り組んでいくということでカバーはできていると思います。

以上です。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 経営計画は出とらなくても、多分林年の制限はあると思うんですけども、面積も1ヘク以上とか、そういうことがあるかもしれませんが、森林組合にほなやっってくださいってお願いしたら、それは従来どおりというんか、切り捨て間伐で

やってもらえるんやね。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 採択要件等がございますが、市の独自のそういう上乘せ補助、または環境林整備事業で対応したいと思っております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 小規模林家からは何ぼか負担金いうんですか、そういうのは要るんだろ
うかね。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 一応経費面では国の示す部分につきましては、森林管理100%
ということで標準事業費の100%となっております。ところが、場所によっては大
変急峻なところ、現地に行くのに車道からかなり距離があるところ等、事業をされ
る方によっては、その分負担を求められる場合があります。

以上です。

山下委員長 それでは、続いて、質疑のある委員はありますか。

大畑委員。

大畑委員 先ほどちょっと私、担い手のところで忘れておりました。若い人がこ
ういう厳しい、危険な、きつい仕事についていただくのに、非常に敬意を表さないか
んなあとというふうには常々思っているわけですけども、先ほどお伺いすると、12万
円から15万円というような賃金のお話をされてました。とてもその金額で山林労働
をやるうということにはなかなかないだろうというふうに思うんですね。です
から、私たちでも山に入ってなくて、言うのも何なんですけど、そういう3K的なイ
メージを払拭していくような取り組みとか、あるいはこういう処遇面なんかも改善
する取り組みなんかも並行していかないと、本当に担い手というのはできないんじ
ゃないかなというふうには思うんですが、その辺いかがでしょうか。

山下委員長 坂口商工観光課長。

坂口商工観光課長 現在のいろいろな職場の中での初任給なり、月給につきましては
大変、まず聞き取りだけなんであれなんですけど、当然技術を取得する上で、ラ
ンクアップしていくと、キャリアアップする中で給料も上がっていくといったよう
システムになっております。

当然、この3年間というものはまるきり素人なので、そういったところを企業に
負担がかかる分を補っていくといったことでございます。言われるように、当然こ
の林業後継者を育成するということは、地域の林業振興に対しましても大変有意義

なことであると思っております。市内の高校も山の学校もあります。そういったところと連携を図りながら、地域内でのそういった雇用対策というものは今後また図っていきたいと思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 待遇改善ももちろんそうですし、単に企業に従事するというだけではなくて、何かステータスが与えられるような、そういうものでないと、なかなかそこを目指していこうというふうにならないんじゃないかなと思うんですね。しんどい仕事に従事するだけでは、その技能を磨くということも非常に大切なことではあるんですけども、もう一方では山に関するすごい資格を与えていくとか、そういうものがあって、宍粟の中で誇りを持って生きていけるような、そういうちょっとはっきりしたことは言えませんが、何かそういう位置づけを与えていかないと、なかなか難しいのかなというふうに思います。

山下委員長 答弁は要りますか。

大畑委員 はい、お願いします。何かあったら。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 言われるように、全体的に考えて、やはりドイツなんかでは山の森林界というのは非常に尊敬されるものであるということもありますし、当然宍粟だけじゃなしに、国全体においてグリーンキーパーという位置づけをもう少し重要に考えていただいて、その中で言われた3Kというのがやはりきれいというふうな形で、こういうふうに従来は本当に山をはいつくばって上がって、チェーンソーを持って切って、索道でおろしたというのが、今は道つけて、機械で乗ってするから夏でも快適ですよというような形を、そういう体験するような場の検討も考えていかんと、なかなかできないなと。そのためにはまずは市としてできることは、まず林業の体験場所の提供を市有林で考え、そしてその講習は森林組合にさせていただいて、受講は山の学校、それから高校の元林業科いうところでやっていったらどうだろうなという思いで、今、それぞれの関係団体とも話を進めながら、できるだけ早い時期に具現化していきたいなというふうには思っております。

山下委員長 では、続いて、榎橋副委員長。

榎橋副委員長 すみません、1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

73ページにございます学校との協働でレシピを作成するという振興なんですけれども、今のところまだ漠然としている状態だと感じました。何事にも計画が大事だと思いますが、何月までに商品化をしていこうとお考えでしょうか。

山下委員長 中岸産業部次長。

中岸産業部次長 旬というのもございます。ただ、まずは市の中の例えば自然薯を使う、黒豆使うとかいう、こういうところも使ってくれということで、ほかところの二番せんじじゃないことをまずしたいということもありますんで、スケジュール的には秋口、遅くとも12月にはやっていきたいというぐらいの漠然としたとこしかないんですけど、できるだけオンリーワンのものを考えていきたいということなんで、まず相手さんと話して、宍粟を知っていただいて、その段階で何を使うかというふうに進めていきたいというふう到现在のところ考えております。

山下委員長 榎橋副委員長。

榎橋副委員長 ありがとうございます。本当に宍粟市にこれありというものを是非つくっていただいて、宍粟市をアピールしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

山下委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

山下委員長 ないようですので、これで質疑は終了いたします。

これで産業部・農業委員会に対する審査は終了いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

ここで休憩をいたします。

午後1時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前 11時42分休憩

午後 1時00分再開

山下委員長 それでは、ただいまより予算特別委員会を再開いたします。

聞き取りにくい部分がありますので、発言される方はマイクを口元に近づけて発言をお願いいたします。

市民生活部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いいたします。説明職員の説明及び答弁は自席でお願いいたします。着席したままでお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は拳手をし、「委員長」と発言して委員長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。事務局よりマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言をしてください。

それでは、市民生活部に関係する審査を始めます。

資料につきましては、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ簡略に説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 失礼します。連日の予算審査、御苦勞さまで。午後からは市民生活部の予算審査、よろしく願いいたします。座って失礼いたします。

市民生活部は、多くの市民の皆様とかかわる部署でありますので、親切・丁寧な対応を心がけるとともに、市民サービスの向上に努めております。

市民課は、戸籍・住民登録といった居住に関する公証事務、いつでも安心して医療が受けられる国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療に関する業務を行っております。

税務課は、健全な財政の財源確保のため、市民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課徴収を行っております。

平成25年10月から納税環境の整備を行い、コンビニ収納を実施いたしました。平成26年度税込でございますが、景気状況が回復基調であると言われておりますものの、市内における経済への反映は大きく見込めないものとしまして、個人市民税、法人市民税、固定資産税等、若干の増を見込んでおります。

平成25年度から滞納徴収を専門とする債権回収課を設置し、債権回収に努めております。近年は、新しい滞納をつくらないことを目標に取り組んでおります。若干ではございますが、成果も上がっております。

生活衛生課は、毎日の市民生活から排出されるごみ・し尿の収集処理に関する業務を行っております。特に、ごみの分別収集につきましては、平成24年度に施行しまして、平成25年度から本格実施をしております。平成26年度から現在、環境観光課が所管しております環境の分野、これを所管する計画になっております。

平成26年度事業の詳細につきましては、この後次長より御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

山下委員長 落岩市民生活部次長。

落岩市民生活部次長 それでは、私のほうから、主要施策に係る説明につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

市民生活部におきましては、10事業を計上しておりますが、既に目を通されておられると思いますので、6事業につきまして、若干ですが、補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、説明書の37ページの乳幼児医療、未熟児・こども医療の助成事業でございますが、これにつきましては、約4,000万円程度増額になっております。これにつきましては、昨年7月から中学生の入院医療に加えまして通院医療の助成を行うものであります。それと、保険給付事業につきましても、平成25年度に比べまして2,500万円程度増額となっております。これにつきましては、療養給付費等の実績から見まして見込み額で計上しております。

続きまして、説明書38ページの国保税の口座振替受付サービス事業でございます。これにつきましては、税の口座振替の手続を簡素化するために新たに国保税の口座振替受付サービスを導入しまして、市役所の窓口に専用端末機を設置しまして、キャッシュカードによる口座振替手続を可能とするものでございます。これは、口座振替の開始までの期間短縮や納税者の利便性、それから収納率の向上を図るものでございます。

続きまして、説明書40ページの一般家庭のごみ収集運搬事業でございますが、これにつきましては、平成25年度に複数年の契約をしております。本年度につきましては、その契約分に対しまして、本年度消費税が平成26年4月1日以降、上がりますので、それを含めた業務委託で予算化しております。平成25年度の当初予算と比較しますと、若干でございますが、1,000万円の減額となっております。

最後に、説明書の41ページでございますが、これにつきましては、しそうクリーンセンターのし尿処理事業と、それからし尿収集事業でございます。

し尿処理事業につきましては、これにつきましても平成25年度に維持管理業務委託を複数年契約しております。一応消費税の増税分とその他処理経費に伴う薬品代等をし尿収集量、それから浄化槽汚泥の搬入量等の実績に基づきまして、人口の減少や下水道への接続も考慮しまして処理量を推定いたしまして予算計上をしております。

し尿収集事業につきましては、現在のところ単年度契約としておりますが、消費税等も先ほども言いましたが、上がりますので、それも含めまして計上させていただいておりますが、平成25年度の当初予算とほぼ同額でございます。

以上で簡単ですが、説明にかえさせていただきたいんですが、本日、市民生活部の独自資料を提出させていただいております。この分につきましては、国の医療保険制度による自己負担割合の見直しと、それから3月3日から受け付け開始をしております本人通知制度の受け付け状況と、開示請求された場合の法人または8業種についての開示内容を示したものでございます。

それと、平成26年度の市税等の予算の資料と平成19年度から24年度までの滞納状況、それと平成26年度のにしはりま環境事務組合の構成員市町負担金を示した資料をつけておりますので、あと質疑等の中で各担当部署のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単ですが、これで僕のほうからの説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

山下委員長 市民生活部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

事前質疑は出されておられませんので、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。質疑ありませんか。

実友委員。

実友委員 1点だけお伺ひしたいというふうに思います。

今、し尿の収集業務なんですけれども、市内でまだ何戸ほど、し尿組み取りのお家が残っておるのかなと。わかるでしょうか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 細かな数字ではないんですけど、1万1,000軒ほど一般家庭があると思っております。

それと、加えて現場での仮設トイレの分が400件近い数はあると思っております。

山下委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 先ほど課長のほうから1万軒という数字が出たと思うんですが、ちょっと桁が一つ違うのかというように思います。すみません。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 訂正します。1,100軒の誤りです。申しわけありません。

山下委員長 実友委員。

実友委員 全部で1,500軒ほどは今くみ取りであるということですね。

はい、わかりました。結構です。

山下委員長 よろしいですか。

続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

稲田委員。

稲田委員 ちょっと教えていただきたいんですが、37ページの乳幼児・こども医療費、未熟児養育医療費助成事業というのは、今年度から実施された分じゃないやつですね、中学3年生までの入院・通院医療費無料というのは、今年からできたんは

これじゃないやつですか。これはまた別で。あれはどこにも上がってない、事業としては。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 未熟児養育医療というのは、平成25年4月1日から県から移譲されて事務を行っております。子どもが2,000グラムに満たない子どもが生まれた場合に助成していく制度です。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 中学生までの無料というのは、これは施策には上がってないんですかね。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 乳幼児と子どもと未熟児と合わせてますので、一緒合計したものがこれです。子ども関係ばかりです、中学3年生までの。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 ということは、この多分中学校までの医療費というのは多分国県3分の1ずつの負担やったと思うんですが、その分はこの中に含まれているということですか。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 助成はこの中に含まれています。その助成をいただいて、それから市の分と合わせて助成をしていっております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 そしたら、細かいこと、今年例えば中学生まで医療費を無料化することによって、どれだけの金額が出たかというのはこの資料では判断できないですね。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 別につくらないとちょっと難しいと思います。この増減の分を見ていただいて、それぐらいは増えてます。平成26年度当初と平成25年度当初の額しかないんですけども。平成24年の決算がありますので。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 平成25年度からですよ、あれ。ということは、まだ。でも出てますよね、決算。この1,234万円が平成24年度決算で、平成25年度決算が1,265万円でほとんど変わってないんですけども。予算やね、これは。平成25年度の決算がまだ出てないんで、見方がないんですけどね。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 決算が出たらわかりますけども、今のところまだ出てないですね。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 はい、わかりました。

山下委員長 続いて、質疑のある委員は。

藤原委員。

藤原委員 先ほど落岩次長のほうから説明があった38ページの国保税の口座振替の件ですけども、これ国保税だけやな、ほかの税金は関係ない。例えば市県民税とか、固定資産税とか。

山下委員長 平瀬税務課長。

平瀬税務課長 この説明書につきましては、国民健康保険の特別調整交付金をもらいます関係上、国保税というふうに印をしとんですけども、実際には同じように他の市県民税、固定資産税、全て税はこれができるようになります。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 わかりました。先ほどし尿の収集事業の関係の話が出ておったんですけども、これ一般質問でも私申し上げましたけども、当初の収集量から見たら約4割から減とることを申し上げたんですけども、そのときの答弁で、たしか宍粟市を三つのブロックに分けられておるということでしたが、これだけ下水にも90%以上近いというんですか、90%の世帯が接続されておるといようなことの状況を見た場合に、これは一本化でこの入札は、平成26年度ぐらいはそういうことは考えられておりませんか。やっぱり3ブロックに分けてやられるんでしょうかな。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 平成26年度につきましては、今の3ブロックを維持して入札をする予定であります。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 先ほど国保税の話が出たんで、国保会計でちょっと気になるんですけども、要するにこれを見ますと、国保税は4,000万円ほど対前年度で減っておるわけなんです。逆に保険給付費は2,500万円ほど増えとるわけでございます、これ確かに概算予算いうんか、きっちりした平成25年度の実績がまだ出ていないということもあろうかと思うんですけども、この辺、また逆に5款、6款の療養給付費とか、前期高齢者の交付金が二つ合わせて1億5,000万円近い金額が増えていると思うんですけども、何が言いたいかいうたら、要するに国保税はまた所得が確定した6月以降に改正しますよと、高いほうに改正しますというイメージで、言葉悪いけども、数字合わせで5款、6款の数字を上げられたんじゃないと思うけども、もしそうで

ないならば、この5款、6款の算定基準いうんですか、基礎いうんですか、漠としたあれでよろしいですから、ちょっと教えていただきたいんですが。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 国民健康保険の会計は、医療費がまだ確定してません。予算の段階で11月くらいまでしか支払いが終わっておりませんので、医療費の確定がまだまだできない状況にあります。それで4月になりましたら、支払いと精算が終わりますので、その時点で補正をさせていただいて、新しい予算に切り替えたいと思っております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 その数字合わせで、ほなこれをしとってんやないわね。この国民健康保険税にしても去年の所得からそないに大きな増減はないと思うんで、ほとんど実績に近い数字が上がるとんじゃないかなと思うんです。ただ、医療費のことを言われましたけど、医療費も平成24年度の実績とか、そういうことを踏まえて、ある程度実績いうんか、近い金額で抑えられとると思うんです。そうした場合に、さっきも言うたように、保険給付費が2,600万円、500万円増えとると。そして、国保税は4,000万円減とる。逆に5款、6款の交付金が1億5,000万円ですか、1億4,000何がしの金額が増えてるんですけども、その辺、この交付金が増えたということは概算じゃなしに、計算式いうんか、算定いうんですか、それに基づいてされとんでしょうね。そのことをちょっと教えていただきたいなと思ってね。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 把握できる範囲では把握して組んでおります。それで把握できない部分もまだたくさんありますので、実績がまだ出てませんので、その部分はこうなるだろうということで組ませてもらってます。もう既に実績的につかめる分はその数字が入ってます。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 そしたら、5款、6款の1億5,000万円、6,000万円という金額の増はこれは現在の算定基準か何か知りませんが、それに準じてこの金額の大きな増減はないということでもいいんでしょうかな。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 まだ変動しますので、今のところ確定はできないんです。とりあえず、今わかる範囲での予算を組んでおります。今から先にまだ確定がきますので、国民健康保険の会計は前年度に準じたものを取りあえず予算的には上げまして、4

月の段階で精算できた時点で6月補正で確定させるように今しておりますので、未確定部分がまだまだたくさんあります。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 そしたらこれね、歳出も保険給付費については確かに読みにくいところがあるかもしれませんが、特に今年みたいにインフルエンザがはやってくるとなると、急激な増額といいますか、あれになるんですけども、けども5款、6款、これ1億5,000万円ほど増えとるというのが、その辺ちょっとなぜかなあ、どういう基準でそうなったんかなあということをちょっと説明していただきたいんですけど。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 前期高齢者交付金は、前々年度の精算で入ってきます。それで、前々年度にたくさんもらってたら、入ってくる額が減ります。それで、ほぼわかる数字が、減るであろうという数字が来てますので、前々年度の精算によって左右されますので、ちょっとここもまだわかりません。

それと、療養給付費交付金は、その医療費によって増減がありますので、今のところ医療費がまだつかめてませんので、これから先、実績なんかを行いまして決定するんですけども、前年度に比べて多少は増えるであろうということで組んでおります。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 もう1点だけ。例えばこの保険給付費が対前年で2,500万円の増でおさまった場合には、全体として国民健康保険税の税率改正はしなくてやれるということと解釈でいいんでしょうかな。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 国民健康保険の歳入と歳出を差し引きしまして、それで剰余金が出ましたら、それを繰り越します。それでその繰り越しを充てまして、新しい年度の予算がどれぐらいになるか、国庫とか県費とかを入れましてどれぐらいなるかというので、それを差し引きして残りを税に充てますので、繰り越しなんかも大きく影響しますので、それによって税率改正をしなくてはならないとか、しなくてもいいという形になってきます。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 平成26年度で繰越金は科目設定程度の2,000円しか出てないんですけども。まあ、よろしいですわ。

それから、今日いただいた資料の市税等の滞納状況調べがあるんですけども、4

ページですけども、この下の棒グラフみたいなのは、これは何じゃね、金額をあらわしてあるんかね。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 このグラフにつきましては、税目ごとの各年度ごとの数値を棒グラフ化したものです。例えば白色で突出している部分がありますけれど、それについては固定資産税の滞納額ということで、税全体で見たら各それぞれの税の分布状況といえますか、それがわかるような表になっております。

藤原委員 わかりました。いいです。

山下委員長 それでは、続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

質疑ありませんか。

大畑委員。

大畑委員 今日いただいた資料のところからいかせていただきます。

まず1ページのところの本人通知制度の現在の近況報告をいただいております。これの数値、市内全体で27件という数値の受け付けが行われたということでございますけども、この数字についてどのような評価をされているのでしょうか。あるいは、また今後、どのようにこの数字を変えていこうと思っておられるのか、ちょっと伺いたいと思います。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 窓口に住民票とかを取りに来られる方に、こういう制度ができましたよということでPRしています。それと、郵便請求が今かなり多いので、郵便請求されている方にもこういう文書を入れて、こういうことを始めますよということで、今のところPRをしております。それで、6日現在は27件だったんですけども、11日現在で36件になっております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 36件、どこがどういうふうに変ったかわかりますか、今。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 どういうふうにでしょうか。山崎とか一宮とかという。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 この表に書いてある分類で申してください。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 本庁受け付けが24件、一宮受け付けが8件、波賀市民局受け付けが1件、千種は3件そのままです。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 この受け付けの今の状況についての課長としての評価、どのようにお考えですか。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 初めての出来事で、まだどのようになるかわかりませんが、周知したことで申し込みを受けているので、やっぱり個人の人権についてかかわってくださっている方がたくさんあるんじゃないかと思っております。信頼をなくされないようにということで申し込みされてきていると思いますので、いいことだと思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 その評価ではなくて、この数字が多いのか少ないのか、どのように捉えておられますか。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 多いのか少ないのかと言われると、どちらをとればいいのかわかりませんが、宍粟市が今3日から始めまして36件というのはたくさん申し込みされていると思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 判断基準は非常に難しいとは思いますが、この制度をつくられたときに、他市の例があると思うんですね。どれだけの登録があったかと。そういうところから比べてみていかなものなのかということをもた教えていただきたいというように思います。

私は、この登録者が増えることで、不正請求の抑止力が高まるんだろうというふうに考えているんですね。そういう意味で、何件がいいのかということとはよくわかりませんが、やはり、今の36件というのは制度のスタート時点ではありますけども、ちょっと少ないのではないかなというような印象を持っておりますので、その辺ちょっと伺ったまでなので、他市と比べて少し登録が少ないようであれば、今後、またPRそれぞれ努めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 機会あるごとに人権のいろんな講座であったり、老人会とかいろんな会合のところへも行ってPRしていきたいと思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 そのPRなんですけども、この本人通知制度がなぜ必要なのかという、こういう制度をつくっているのかというその背景のところをしっかりと訴えかけないと、なかなか自分の問題として引き寄せられないんじゃないかなというふうに思いますので、今、全国的に起こっている不正請求の実態、そういうこともつかんだ上でPRを是非努めてほしいなというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 私たち、仕事をしていましたら、不正請求というのがあるとかというのがいろんな戸籍を出す上でわかるかもしれないんですけども、市民の方にとってそういうことが本当にあるのかなということがなかなか難しい問題だと思うんです。それで、その辺あるんですよ、こういうことは人権は自分で守らなくてはならないんですよということでPRしていきたいと思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 市民からすれば、そういう不正請求が行われているということは、やっぱりわからないと思うんですね。だから、窓口でそのことを話してくださいということは非常に難しいと思うので、私はほかの部局、人権担当をされている部局なんかも含めて、そういう今実態、全国的にどういうことが行われていて、市民の権利がどのように扱われているのかというようなところを、やはり警鐘を鳴らしていく必要があるんじゃないかなと思っていますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それで、開示請求の開示内容も今回明らかにしていただきまして、前回わからなかった部分が明らかにされておりますけども、この交付請求者、法人から8業士、これについて開示請求した場合に、請求者の住所、氏名が請求者に開示をされるというふうに解釈してよろしいわけですね。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 そうです。それで、開示しない部分はこれだけのことは開示しません。開示する部分は法人と8業士と、この左側に示している部分は開示して出します。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 窓口に来た例えば8業士を偽ってきた人も担当者などは開示されないということですね。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 担当事務職員の氏名は開示しないです。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 それと、個人の請求者について開示されないのはなぜなのでしょう。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 この中でですか。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 いえ、交付請求者が個人で来る場合は。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 わかりました。個人のその部分はしないです。第三者の中の個人のことですね。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 それをしないのはなぜでしょうかということ。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 それは、個人の方が取りに来た場合、いろんな目的があって来られていると思うので、その個人の部分の個人情報に関する部分はしないです。要綱に法人と8業士についてのみ載せております。要綱で取り扱うようにしております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 交付請求者の個人情報のほうが保護をされるという意味なんですね。

山下委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 そうです。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 そうということですね。わかりました。

それから、次に、続けて、すみません。税の関係をちょっとお伺いしたいというように思います。

本年度予算の自主財源として市税、相当多くを占めるわけですが、昨年度の当初予算を上回る予算が計上されておりますが、非常に社会情勢としては厳しいだろうというふうに思っております。消費税のこととかいろんなことがあって、景気がどうなるかわからない状況の中で、これだけの市税が見込めるのでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

山下委員長 平瀬税務課長。

平瀬税務課長 市税の予算化につきましては、冒頭、岸本部長のほうから概要を説明させていただいたと思いますが、景気上昇傾向にあると言いながらも、やはり、それが宍粟市においてそこまでいけるかなというところもあります。その中で、少

し対前年を上回っている部分は少しずつなんですけども、前年度の状況等々鑑みまして、この程度ならいけるだろうということで試算をさせていただいた額を予算計上をさせていただいております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 前年度の当初予算よりも実績として決算見込みのほうが大分上回っているからいけるだろうという、そういう御判断ですか。

山下委員長 平瀬税務課長。

平瀬税務課長 平成25年度の決算見込みは、予算額に比較しますと若干伸びている程度でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。滞納について、少しお伺いしたいんですが、非常に深刻な状況の中で、日々御努力されていることには敬意を表したいと思うんですが、役所の中でも、また市民から一番喜ばれない仕事を日夜されているだろうということで、大変だろうなというふうには思うわけなんですけども、私は企画総務部のところでも御提案申し上げたんですが、生活再建型の滞納整理というのが、今全国的には結構成果を上げているというふうなことを聞いていまして、今、滞納向上のための取り組み状況というのを1から9まで書いてあるんですけども、少しそういう生活再建型の整理を進めようという考えがちょっと書かれていないんですが、その辺についてのお考え、もしありましたらお聞かせください。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 大畑委員の御指摘にお答えいたします。

ここに1番から9番まで具体的な取り組みについて列記しているわけなんですけれど、例えば、その中にも財産調査の実施であるとか、滞納処分の積極的な実施、そういったところにつきましては、当然、滞納者の方と交渉をして、納税交渉をしないと、なかなかできないことでございます。

先ほどおっしゃいました生活再建型滞納整理につきましては、やはり滞納者の収支を見計らって家計全体をマネジメントすることが必要かと考えておりますので、当然、滞納整理を進める中で一方的にこちらが強制的にやるということもございませんし、やはり滞納者の方との話を通して、対話を通して進めていきたいと、そういう考えでございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 債権回収課だけの取り組みでは、非常に大変だろうというふうに思いま

す。私も相談の業務を担当させていただいたことがあるんですけども、なかなか多重債務の部分とか、あるいは貸し金の部分というのは隠されて、なかなか言えないというかね、そこまで信頼関係が築けていない中では言えないので、その把握が大変だろうというふうには思うんです。

ですから、債権回収課のみならず、ほかの庁内の連携、そういう中で掘り起こしていく、そういう再建に向かうような中身が出てくれば、そこに寄り添っていくというような回収の仕方があるんじゃないかなというふうに思うので、その庁内連携のところについてはお考えいかがでしょうか。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 多重債務とか過払い金につきましては、債権回収課でも何件か当たっております。と申しますのは、やはり納税交渉をする中で、やはり一番大事な聞き取り項目の一つとしてローン、借入金がございます。その話を聞く中で、過払い金とか多重債務等がありましたら、やはり専門の弁護士でないとなかなか話が進まないということがございまして、市民相談センターへの誘導ということも何件かございました。そういったことは頭に入れて、納税滞納者の方と対話を進めながら進めているところでございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 今、市民相談センター、いわゆる消費生活センターのお話も出ましたが、なかなかそこだけでも把握しづらい部分がありまして、ほかに健康福祉事務所の中で持っている相談業務、ひとり親の相談でありますとか、いろんなそういう相談のツールから多重債務とか、そういうものが明らかになるというケースもありますので、もう少し連携する部署というのは、広く考えられたほうがいいんじゃないかなというように思いますが、いかがでしょうか。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 一番、僕はネックといいますか、課題になっている部分がやはり個人情報でありますとか、個人の考え方といったところじゃないかなと思います。その情報をほかの人といいますか、そこに聞かれないとか、話したくないとかという方もございますし、その辺のところも見計らいながら進めていくということが一番大事かなと考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 そうだと思います。そういう意味で、連携という、そこにどういう人が介在をして連携をするのかというような、また今後議論していただいたらいいかな

というふうに思うんですが、やっぱり生活をまず立て直していくと、そういう中からその自主納付の意識も高まっていくというようなことに繋がっていくんじゃないかなと思いますので、大変でしょうけども是非頑張ってくださいと思います。

答弁結構です。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 債権回収の関連でお伺いしたいんですが、6月と12月に徴収強化月間だったと思うんですが、この施政方針の39ページの上段にある、例えば任期付職員並びに個人住民税等整理回収チームというのは、その期間中に限ってですか。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 基本的に、任期付職員さんにつきましては、年度間、1年間の契約となっております。それと、兵庫県の個人回収チームとの連携につきましても、基本的には1年間契約ということで動いております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 その経費ってわかりますか。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 経費ですか。県回収チームにつきましては、人件費につきましては、もう県の職員ですので必要はありません。ただし、負担金としまして共同で滞納整理した件数掛ける5,000円に県民税と市民税の案分率に応じて負担金として支払いいたしております。概ね年間でいくと30万円程度じゃないかなと考えております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 任期付職員というのは、また別にこの賃金の中に含まれるわけですか。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 任期付職員については、市全体での職員ですので、こちらの経費には上がっておりません。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 市全体って何ですか。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 総務部の人件費。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 あっ、総務の。待ってください。徴収月間には、現年度分を多分優先されて、もうこれは滞納を現年より増やさないということが、今より増やさないと

うことが目的やと思うんですが、過年度分に関しては、例えば任期付きの職員の方とか、県の回収チームの方と一緒に過年度分を回収するということはないんですか。
山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 過年度分につきましては、年間を通しまして計画的に任期付職員であるとか、債権回収課の職員が徴収のほうに当たっております。

山下委員長 稲田委員、よろしいですか。

稲田委員。

稲田委員 もちろん大変な仕事をされておって、県の回収チームなんか等はいろいろなノウハウを身につけられていると思うんです。この間、総務のときに来年度以降、どうされるんかということを知ったら、こちらのほうではわからないということなんで、やはり、職員の方も県の徴収経験のある人たちからノウハウを学んで、県の徴収経験のある人並みに育成というのは考えていらっしゃるんですか、職員の。
山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 今でしたら、共同でそういった滞納案件について携わって見て覚えるといいますか、そういった格好になっているんですけど、やはり、ここ4年ほど県の方と共同でやってきた、そういう技術といいますか、資質といいますか、そういったものは次に繋げていきたいというふうに考えております。人事のこともありますので、特に計画的にやるといってもなかなか僕の口からは言えないんですけど、職員についてはずっと研修を進めてやっていきたいと考えております。

山下委員長 それでは、続いて質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

質疑ありませんか。

大畑委員。

大畑委員 次、ごみのほうに移らせていただきたいと思いますんですが、ごみ袋についてお伺いをいたします。

この予算書では、ごみの袋代、それから委託料、それらを合わせて1,693万6,000円が多分支出として計上されているかなというふうに思うんですが、逆に、過日可決いたしました条例では手数料収入ということで、それが3,310万6,000円という金額で私は見ているんですが、したがって、収入額として1,617万円あるというふうに押さえておりますが、その数字で間違いはないかどうか確認をさせてください。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 ごみ袋の作成費として上げておりますのは、予算書のほうでいいますと126ページなんですけど、1,362万5,000円、これがごみ袋の来年度の作成

予定の金額です。

それと、手数料につきましては27ページにあるんですけど、ごみ袋収集等手数料といたしまして3,310万6,000円、これがごみ袋のこの間条例に上がりました手数料であります。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 委託料が抜けていますから、それを収入から引いて手数料収入となるのは1,617万円なのかという、そういう質問をしております。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 それから、販売の委託料を引きますと、その金額になります。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 1,617万円の袋収入があるということで確認させていただきましたが、その中で昨年度までごみ袋の販売手数料という形で、販売店に対して手数料で歳出されておったと思うんですが、今回、業務委託料になっておりますが、この辺はどういう理由で変わっているんでしょうか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 平成25年度までは、販売を委託した手数料ということになったんですけど、今年度から条例に手数料と上げたことによりまして、手数料の徴収委託ということになります。この関係でこのような状況になっております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 形態は変わらないということですね。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 販売手数料を徴収していただく業者と契約をしようんですけど、その契約によって徴収していただくということで、来年度に向けて徴収変更の契約もする予定としております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 販売形態として変わるんですか、変わらないんですか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 現在販売していただいております店舗と契約する予定で変わる予定はしておりません。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 その収入の充当先について次に伺いたいんですが、今回、条例改正に伴いまして、この主要施策の説明書の39ページから40ページ上段のこれまで生ごみ減

量化の促進とか、あるいはリサイクル資源の回収奨励金という形で、いわゆる資源回収ということで、ごみを減らしていく方向にこの収入が使われていたというふうに思っています。今回は、ここの財源を引き上げて、ここは一般財源に全部してしまって、袋の販売収入はごみ処理料とかという形に充当するというような形に変わっているようですけども、私はごみを減量化していくという、有料化していくのもごみ減量化の目的があっただろうと思いますし、それからそこで生まれてくる収入もごみ減量化に繋げていこうという、これまでの取り組みのほうは私は根拠が明確だったというふうに思うんですが、今回それが随分後退しているというふうに私は認識をしていますけども、それについていかがでしょうか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 本会議の答弁でもあったと思うんですけど、条例化したことによりまして充当先の説明ありました。今、大畑委員がおっしゃるようにこれまで充当してきましたリサイクル資源の集団活動とか、生ごみ処理機の購入の補助、それらには充てていけないというような予定をしております。

ごみの減量化につきましては、当然、ごみ袋の差をつけたりしながら、ごみの減量化を図ろうということで行っているわけなんですけど、ちょっと充当先を変えたということで御理解いただきたいと思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 じゃあ、充当先が変わったことについてはわかっているんですが、今私が言いましたように、その考え方に減量化とは違った方向に使われていることに後退しているんじゃないかという私の考えを述べさせていただいて、それに対する見解を求めたわけです。それに対してのお答えをいただきたいんですが。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 ごみの減量化に対してどうかということなんですけど、意識づけという点では使用料を条例化することによって市民のごみに対する意識づけができていくんじゃないかなと、このように思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 もう一度お願いします。何の意識づけですか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 ごみの減量化に対する意識づけです。といいますのは、先ほど来、ごみ袋の金額もいろいろと議論があったわけなんですけど、可燃ごみはちょっと高い金額で設定し、また資源ごみにつきましては作製費相当額でしております。

それによりまして資源化を図っていくというような意識づけもできるんじゃないかなという意味合いであります。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと全然合っていないんですけども、一つはごみを減らしていくという目的に対して袋を有料化するという事で減量化を図ろうとしたと。その袋収入が実際の手数料とか作製費とか引いてプラスになると、その収入があると、それも減量化の財源として使おうということで、その用途は生ごみ処理機とか資源回収の方向に使われてきたと。理論上ごみを減らしていこうという策に私はぴったりしているんじゃないかなというふうに思うわけですけども、今回は、その収入がごみの処理費ということだけに使われていると。その大きな変換がされておきながら、ごみの減量化の意識づけになるというのはどう考えても腹に落ちません。それで説得できるとお思いですか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 ちょっと私も理解を間違っと思ったんかもしれんですけど、先ほどおっしゃいましたように、ごみの作製費とか委託の料金を差引いた金額をごみの収集のほうに充てていくと、収集やら処理のほうにですね、充てていくという考えで今回条例化したわけなんですけど、そのいわゆるリサイクル活動等への充当はしないということで、その部分ではおっしゃるようにマイナスになるんかなと、見た上ではマイナスになるんかなという気はしておりますけど、これから機会があるごとに啓発等を行いながらごみの減量化に努めたいと思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 実際、課長、市民の声を本当に聞いておられるんでしょうか。今の可燃ごみ等々の袋500円で販売されておりますけども、私もごみを家では担当しておりますから、わかるんですけども、非常に弱いですよ、すぐに割けちゃいますよ。それでこの金額かという思いがありますし、多くの市民からそういう声を聞きます。ですから、まず条例化はされましたけども、今の500円という設定金額自体、これだけの収入の生むわけですね。1,600万円の収入を生むそのごみ袋を製作しているわけです。それは本当に市民に説明がつく使い道で使われないといかんのじゃないかなと私は思うんですね、ですから、もうこれ以上結構ですけども、その収入の用途についてホームページできちっと公表してください。こういうふうに使っていますと。そのことに対して市民からの意見を聞いてください。一遍本当に真剣に聞いてください。そういうことで、本来どうということが望ましいんかということを考え

ていただきたいというように思うんですが、いかがですか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 市の説明責任ということもありますので、ホームページにその辺はアップしていきたいと思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 是非よろしくお願ひしたいと思います。

それと、にしはりま環境事務組合との関係で御質問させていただきます。

今日いただいた資料の5ページから負担率の問題がありまして、6ページにわたって資料をいただいております。私自分なりに計算をしてみました。一つは、にしはりまへの負担金が2億6,200万円、ざっとですけどね、約かかっています。あと、にしはりまへ運ぶためのごみの収集経費、そういうものが委託部分だけでも1億1,700万円というふうにございます。それに直営部分の人件費等が含まれた場合、私は4億円以上になるというふうに思っています。家庭から出たごみを集めて処理をするまでの経費が4億何ぼかかっていると思います。

これは赤ちゃんから高齢者まで市民一人当たり1万円の負担になっているというふうに考えております。年間1万円ですね。この一人年間1万円の経費がどうなのか、適正なのかどうなのかその辺についてどのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 この1万円相当が適切な金額かということなんですけど、これにつきましては他町の様子をちょっと調べたこともないんですけど、ごみ処理には分別することによってかなり経費がかかっているのは確かであります。日ごろなるべくそういう節減をしながら努めているわけなんですけど、結果的には、今おっしゃったような状況になっております。これが高いか安いかということにつきましては、ちょっと今のところ結果としてこうなっているというような状況と考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 ごみ問題に対しては、もう少し政策的なところも含めて、これ丸々、本来商品なんかというのは製造者の責任があるのに、消費者がそれをかぶって、そして自治体はその経費を見て全部処理していつているわけですよ。ですから、全部市民の税金を使っているわけですから、やっぱりどこの自治体もここにかかる費用をできるだけ削減をしようということで政策努力がされているんだろうというふうに

思うわけですね。そういう意味で、今のこの宍粟市のごみ処理の政策として、本当にこの価格としていいのかどうか、価格だけではありませんでしょうけど、いろんなことを検証して考える必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

単純ですけれども、資源回収をどんどんやっていますから、その分の回収金がバックはされると思うんですね、市のほうに、資源ごみの。それが予算上どこに今年度上がってきているのか、ちょっとそれをお伺いしたいと思います。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 資源ごみのその金額でありますけど、これは負担金と相殺するというので、予算的には上がっておりません。今年度につきましてもそういう計算をいたしまして、負担金の中でプラスマイナスをするということで、また計算書が出ましたら、またお示しさせていただきたいとこのように思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 それも先ほど申し上げました市民への説明という意味で、資源の回収の努力がこのような形で還元されているということをわかりやすくPRしていただけますか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 平成25年度の状況が明白になった段階で、市民の方々にもお知らせさせていただきます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 よろしく願いいたします。

私は、このにしはりま、構成町の案分でありますから、なかなか大きく負担が減るということは難しいように感じております。宍粟が後からにしはりまにごみ処理をお願いするということになって、この負担から見ますと、4割宍粟市が負担をしております。この構成町5市町の中でも宍粟が4割ですから相当ウエイトが高いということで、本当にこのごみ処理に係る問題については、私たちも含めて真剣に考えていかなあかん問題だというふうに認識をしております。

少し努力の結果が見えるのは、業務経費かなというふうにも思うわけです。できるだけ市内でごみの資源化なり、あるいは先ほどのごみにしないという取り組みをすることによって、にしはりまへの搬入を減らせるんじゃないかなというふうに考えています。

ですから、前にも一般質問させていただきましたが、店頭での回収をもっと増やしていくとか、いろんな取り組みによって市内の全体のごみを減らしていくという

取り組みの検討をどのようにされているのか、少しお伺いいたします。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 ごみの減量化なんですけど、これは個人の意識を高めるのがまず第一とっております。それと、先ほどおっしゃいました各消費者の行動、また事業者が一体となったそういう取り組みが必要だと考えておるところであります。先ほどもありましたリサイクルの集団回収事業、これにつきましてもかなり効果は上げているとっております。これにつきましては、合併等の統合によりまして、若干減っている傾向にあるわけなんですけど、これから来年度につきましては、自治会等の団体でも取り組んでいただくようなことを推奨していきたいと、このように思っております、減量化に努めたいと思っております。

山下委員長 関連ですか。

大畑委員。

大畑委員 もう一つだけ。すみません。また、その具体的な政策、具体的な計画でもって、やっぱりお話をいただきたいというように思います。

それで、もう1点だけ、申しわけありません。ごみ袋の単価のことが前に委員会に提示をされておりました。宍粟は、今、可燃ごみ1枚25円が出ておりましたが、ほかのところでは80円というところがあると、そういうところから比べると非常に安いという議論が行われたんですが、もう少し中身を私は検証していただきたいなというふうに思っています。

そのまちのことかどうかわかりませんが、相当80円で買っているというのは相当ですよ。1枚80円ということは20枚だったら1,600円ですか、そやね、それだけで買っているという自治体があるというのは、絶対僕はそんなのみんな買うはずないですよ。ですから、前からよく言われています一定程度は無料配布をしているんですね、数を。そして、ごみをできるだけ配られた最初の袋以内でおさめた人は経費がかからないと。しかし、努力が足りなくて追加でごみ袋をもらう場合に、1枚高く売るとそういう政策をして、できるだけ家庭の努力が報われるような仕組みをつくっている、そういう自治体があるというふうに聞いているんです。多分、この80円というのはそういうことをされている自治体じゃないかなというふうに私は思うんで、そういう何か努力が報われるような仕組みもしっかりつくっていただきたいというふうに思います。その80円のところ1回検証してください、聞いてみてください。なぜそういうようになっているのか。課長どうですか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 先ほど言われましたように、委員会のほうに県外の状況を報告させていただきます。先ほどありました80円の市町につきましては、またこちらから問い合わせる状況を確認したいと思います。

山下委員長 それでは、稲田委員。

稲田委員 関連というか、ごみ全般にわたってなんですが、今、やはり各家庭ごみの分別収集の再資源化とか、ごみの減量化、またそのリサイクルに関してはごみ問題に対する住民意識の高揚を図るとあるんですが、やはり、事業系のごみが結構問題になってくると思うのは、金額的には業者が個々の契約をしてクリーンセンターには影響はないかもわからないのですが、やはり、その辺のごみは分別されていない状態に出されているということで、やはり環境を考えた分の減量化にはなっていないと思うんですね。例えば宍粟市で事業系のごみの搬入の量というのは、3月現在で各業者の搬入量は把握できていますか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 全体のにしほりまに持ち込んだごみの量は計算しております。差し引きすれば出てくるという状況であります。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 一度事業系のごみ、多い少ないはあると思うんですが、その一覧があれば委員会のほうに提出していただきたいんですが、いかがですか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 それは平成25年度がまとまった段階でということでしょうか。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 平成25年4月からの難しいと思いますので、今年度末でも結構です。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 わかりました。それは出せる資料だと思いますので、検討をしまして、出せるという判断になりましたら出させていただきます。

山下委員長 続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

藤原委員。

藤原委員 ちょっと関連してですけども、先ほどの事業系のごみは委託を受けた収集業者が直接その処理場、組合、あそこへ持って行って使用料、搬入料も払ってしよるんじゃないかね、市は直接関与しとらへんね、それは。

それと、これは財政との絡みもあるんですけども、千種の美化センターがこちらに撤去されまして、こないだ工事検査というんですか、現場を見せてもらったんで

すけども、その中で一つは貸借契約期間がまだ2年か3年あるで、ほんでその間に今後のことについて、金額についてもいろいろ検討というんですか、するんだというようなこと、その理解でええんでしょうかな、その認識で私のほうは。

山下委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 美化センターですよね。美化センターの貸借期間というのは、地元との協議によりまして、残渣がいっぱいになるまでという中でございますので、先ほど委員が言われました2年、3年という期間ではないというふうに思います。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 もうかなりきれいに撤去されて更地にこっちの建屋の部分、RDFの建屋の部分とかはきれいにもうなっとんじゃないかなと思うんですけども、その部分についてはもう返還するというか、そういうことをちょっと。

山下委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 わかりました。委員の言われることは、処理施設とそれから管理棟がなくなって更地になったと。ここの部分の賃貸料も含めての期間というところの御質問かと思えます。

この辺につきましては、また具体的に地元と協議に入っているわけではございませんので、いつまでということはないんですが、ただ、現の美化センターにはまだ最終処分場と水処理施設がございますので、まるで100%更地になった状態では、今言われるように、うちが市として撤去するという方向では話してできるんですが、水処理施設と最終処分場がまだ残りますので、そこら辺も兼ねて、今後賃借料も含めて検討していく課題かなというふうには思っております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 これも財政との絡みがあるんですけども、いわゆる美化センターがそないして一部になりますけど撤去になったと。そういうような中で、この補償補填で466万5,000円ですか、の金額が財政管理費からこっちの衛生費に変わってきたというのは、何ぞ理由があるんかいね。科目が変わってきとんやな。従来は総務費の中にあつたんですわ、財産管理費の中に。これが今度衛生費の中に振り替えになっておるんでねえ。

山下委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 あれは、宍粟市縁故使用地になるわけなんです。ですから、従来宍粟環境事務組合があつて、あそこの管理をしていたというところで、市有地については市が管理するという中で予算の扱い方がそういうふうになっていました。

今回は、もう事務組合のほうがありませんので、市のほうで取り扱いということで、今の体制に変わっております。

山下委員長 それでは、続いて質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

福嶋委員。

福嶋委員 先ほど皆さんが質問されました滞納につきまして、やっぱり滞納者に対しての役所としてのとか、あるいは債権回収課としてのマニュアルのようなものはあるのでしょうか。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 債権回収課の中に徴収マニュアルというものを備えております。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 ここにある9項目いろいろなものがありますが、あともう1点、生活弱者というか、生活苦の方、やはり支払いができないという方と、そうでない悪質な方というその辺の把握みたいなものはできているんですか。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 滞納が発生しましたら、基本的には原則個人滞納者の方と直接会って、面談して、納税交渉を行います。その中で、すんなり分割納付のほうに移行する場合がありますし、なかなか分割納付の約束をしても納められない方もいらっしゃいます。そうなってくると、預金調査、財産調査等に入りまして、有効な財産でありましたら差し押さえとかといった形の処分になっていきます。そういった意味で、それぞれの滞納者について個々に当たっております。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 滞納回収について、どれぐらい週にというか、月にというか、どれぐらいの人数、本庁だったら本庁でそれにかかっておられるのか、わかりますか。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 債権回収課の課員、私以下7名おります。それから、嘱託徴収員さんが3名、それから任期付職員さんが1名ということで、今現在滞納に当たっております。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 今、人数はお聞きしましたが、10名余りということですね。その中でどれぐらいの割合で出かけて行って、僕の考え方としては電話だけではだめだろうと思うし、まず会わないとだめだろうと思うし、会って約束事を一つずつやっていくという、その約束事をするまでに時間がかかると思うんですね。だから、本当に

根気よく行って、何回も何回も行って、いわゆる回収をするというやり方よりないだろうと思うんですね。向こう側としては、できれば払わないでおこうと思っているんですから、やはり、そこを払わせるようにするということは大変な御苦労があるだろうと思います。その辺のことについて、何名ぐらいでどういうふうな方法でやっておられるのかという。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 徴収、お金を集金するだけの業務については、徴収専門員さんが3名で当たられておりますけど、それまでの納税交渉につきましては、係長以下が4名で現場に行くなり、また滞納者の方を市役所のほうに御来庁いただいて納税交渉等をしまして、納付のほうにこぎつけております。

以上です。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 やはり対人間対人間というもんなんで、そのところで何か話しているうちに相手方のことが何かつかめるところがあるかと思うんですね。ですから、やはり足をできるだけ運んで、その中で回収に向けて努力をしていただきたいと、こういうように思います。

それから、もう1点、先ほどのにしはりまの焼却のことについて、ちょっとよくわからないんだけど、発電を行っているというように聞いておるんですけども、その点についてはいかがですか。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 にしはりまクリーンセンターにつきましては、熱回収施設という名前もありまして、ごみを燃やすことによって発電を行い、それを売電しているところであります。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 その売電の何キロワットというんですか、それと、もう一つは、いわゆる事業所で使われている電気、電力ですね、それは使われた後のものを売電しているのかどうかということと、その辺お聞きしたいんですけど。

山下委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 電力につきましては、記憶ちょっとようしておりませんが、そこで発電しましたものにつきまして一部施設の中で使い、また残ったものを売電して、売電したものはまた構成市町のほうに配分されると、このようなことを聞いております。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 後ほどでもいいので、また、わかりましたら、はっきりその辺のところを教えてください。

以上です。

山下委員長 続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

質疑ありませんか。

大畑委員。

大畑委員 今日の資料の4ページの滞納状況のところでは1点だけ質問させていただきます。

この平成19年の決算から平成24年決算まで、横に数字をずっと見ていっての感想なんですが、固定資産税とそれから都市計画税、これが滞納繰り越しが年々増えていっているというふうに思うわけですが、この辺の原因はどのようなものがあるか、もし把握されておれば教えていただきたいと思うのと、都市計画税は、これは事業が遅々として進まないこととの関係みたいなものがあるのでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 市県民税と比較しますと、2倍から2.ちょっと、2、3倍といった格好で推移していると思います。御指摘のとおり、固定資産税のほうが突出しているわけなんですけれど、やはり固定資産税になってきますと大型の広い面積を持たれている土地所有者の方とか、償却資産とかございますので、そういったところで固定資産の額が当然はね上がってくるといった形です。それで、滞納も必然的に徴収率が同じですので、当然多く残ってきているといったところだと思えます。

それと、都市計画区域との都市計画税との関連についてですけど、特に計画が進んでいないから税金を払わないとかいったところとは関係ないと考えております。たまたまといいますか、そういう都市計画区域の中の人で大口の滞納の方がいらっしゃるといったところで、率が大きな額になっているといったようなことと分析しております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 都市計画税については、大体目的税として対象者が決まっておりますけれども、そういう滞納者が拡大傾向にあるのか、大体同じ人がずっと滞納される額が多くなっているのか、その辺はわかりますか。

山下委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 おっしゃるとおり、滞納者については、俗に言う過年度からのずっと引き続いて滞納される方も多くございます。固定化されるところもあるんですけど、先ほど部長のほうから説明していただきましたように、新たに滞納者を増やさないというようなことでやっておりますので、既存の滞納者の方についての圧縮を図っていくというのが大きな課題かなと考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 もう1点だけお願いします。

先ほどの固定資産税のほうなんですけど、これは空き家等との関連性というのはございますか。空き家。ごめんなさい。もうこちらに住んでおられないとか、空き家であっても課税はされていると思うんですけど、そういうところで納税が全く意欲がないといいますか、いわゆる滞納としてずっとそういうところが傾向的にたまっているというような、そういう分析とかはされてますか。

山下委員長 平瀬税務課長。

平瀬税務課長 今の山畑委員さんの質問なんですけども、直接空き家になった場合でありまして、税法上納税管理人になっていただく、相続される方等々がおられますので、その方に即所有者が亡くなれば、1カ月か2カ月で納税管理人を立てていただきますので、その方について市外の方も多いいんですけども、そういう方に特に空き家になった部分が増加しているという大きな原因はございません。

山下委員長 まだ質疑があるようでしたら、ここで10分間の休憩をしたいと思います。質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

山下委員長 ありませんか。

それでは、これで質疑は終了いたします。

これで、市民生活部に対する審査は終了いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

(午後 2時26分 散会)